令和４年　東川町議会　第３回定例会　会議録（１日目）

１．招集年月日　　令和４年９月６日
２．招 集 場 所　　東川町議会議場
３．開　　会　　令和４年９月６日　　午前 09 時 30 分
４．散　　会　　令和４年９月６日　　午後 15 時 46 分
５．会　　期　　令和４年９月６日～９月９日　４日間
６．応 招 議 員

１番　杉　本　岳　大	２番　山　家　祥　幸
３番　飯　塚　達　央	４番　薦　田　敏　次
５番　能　登　暢　吉	６番　畑　中　雅　晴
７番　藤　倉　智恵子	８番　安　原　芳　博
９番　正　満　正　義	10 番　鈴　木　哉　美
11 番　鶴　間　松　彦	12 番　高　橋　昭　典

７．不応招議員　　な　し
８．出 席 議 員　　応招議員に同じ
９．欠 席 議 員　　な　し
10．地方自治法第１２１条の規定により提出議案等の説明のため出席した者の職氏名

町　　長	松　岡　市　郎	産業振興課主幹	工　藤　和　博
副　町　長	平　田　章　洋	旭岳ﾋﾞｼﾞﾀｰｾﾝﾀｰ所長	三　島　光　博
副　町　長	市　川　直　樹	都市建設課長	矢ノ目　俊　之
教　育　長	杉　山　昌　次	診療所事務長	金　山　裕　之
会計管理者	西　原　　香	農業委員会会長	津　谷　俊　弘
企画総務課長	佐　藤　文　泰	農業委員会事務局長	北　口　由美子
適疎推進課長	窪　田　昭　仁	学校教育課長	大　角　　猛
保健福祉課長	佐々木　英　樹	生涯学習推進課長	佐々木　貴　行
税務定住課長	吉　原　敬　晴	子ども未来課長	藤　川　裕　充
文化交流課長	藤　井　貴　慎	選挙管理委員会委員長	西　川　宗　孝
東川スタイル課長	高　石　大　地	代表監査委員	安　井　繁　光
写真の町課長	竹　田　慶　介		

11．本会議に職務のため出席した者の職氏名
事務局長　本多　大樹　　次長　塚原　裕美　　書記　柳澤　奨一郎
12.町長提出議案の題目
議案第１号　令和３年度 東川町一般会計歳入歳出決算認定について
議案第２号　令和３年度 東川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第３号　令和３年度 国民健康保険東川町立診療所特別会計歳入歳出決算認定について
議案第４号　令和４年度 東川町一般会計補正予算（第５号）について
議案第５号　令和４年度 国民健康保険東川町立診療所特別会計補正予算（第１号）について
議案第６号　職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第７号　東川サテライトオフィス群１号棟建設工事請負契約について
議案第８号　東川サテライトオフィス群２号棟建設工事請負契約について
議案第12号　被表彰者の推薦について
報告第１号　令和３年度 東川町一般会計及び特別会計歳入歳出決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について

13. 議員提出議案の題目

【一般質問】

飯塚　達央　・キトウシ保養施設の運営について
・「ゼロカーボンに取り組む適疎な町宣言」後の具体的な取り組みについて

鶴間　松彦　・「ひがしかわ価値創造計画」について
・ゼロカーボンの取り組みについて
・次期町政運営について

安原　芳博　・東川町の自殺対策について
・東川町に於ける忠別ダムの利活用について

正満　正義　・農業資材高騰による町独自の支援について

鈴木　哉美　・「学校図書館」について
・専門職の職員配置について

14. 議　事　日　程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

15. 会議録署名議員

議長は、会議録署名議員に次の２人を指名した。

２番　山家祥幸議員、３番　飯塚達央議員。

○開　　会

議長（高橋昭典君）　ただいまの出席議員は12名で、開議定足数におります。よって、令和４年度東川町議会第３回定例会は成立いたしますので、開会いたします。
これより直ちに本日の会議を開きます。

○招集者挨拶

議長（高橋昭典君）　町長より本定例会招集の挨拶があります。
町長。

町長（松岡市郎君）　（登壇）
おはようございます。
今日は令和４年の東川町議会第３回定例会を招集させていただきましたけれども、全員の議員の皆様方の御出席をいただきまして誠にありがとうございます。
令和４年度も早いものでございまして、今回が上半期の最後の月ということになっているわけでございますが、住民福祉の増進のために尽力をしていかなければいけないと考えております。
今回、私どもが提案させていただきます案件につきましては、議案で12件、報告１件となっておりますが、全会一致で議決を賜りますようにお願い申し上げます。
ありがとうございます。

○議事日程の報告

議長（高橋昭典君）　本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
議事日程に従い議事を進めます。

○日程第１　会議録署名議員の指名

議長（高橋昭典君）　日程第１「会議録署名議員の指名」を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、２番山家祥幸議員、３番　飯塚達央議員を指名いたします。

○日程第２　会期の決定

議長（高橋昭典君）　日程第２「会期の決定について」を議題といたします。
本定例会は、本日から９月９日までの４日間にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。（「異議なし」の声あり。）
異議なしと認めます。
よって、会期は本日から９月９日までの４日間と決定いたしました。

○日程第３　諸般の報告

議長（高橋昭典君）　日程第３「諸般の報告」を行います。
町長から報告事項がありましたら、報告していただきます。

町長（松岡市郎君）　ありません。

議長（高橋昭典君）　町長からの報告事項はありません。
議会からの報告事項は別紙配付のとおりであります。
以上で、諸般の報告を終わります。

○日程第４　一般質問

議長（高橋昭典君）　日程第４「一般質問」を行います。
通告順に質問を許します。
３番、飯塚達央議員。
飯塚達央議員の一般質問は、一問一答を選択しております。
制限時間５分前になりましたら、お伝えをいたします。

３番（飯塚達央君）　皆さん、おはようございます。３番の飯塚達央です。
通告書に従いまして、私からはキトウシ保養施設の運営について、それと、ゼロカーボンに取り組む適疎な町宣言後の具体的な取組について、大きく二つ質問いたします。質問の相手、町長となっておりますので、答弁よろしくお願いいたします。
まず１番目です。キトウシ保養施設の運営についてということで伺いたいと思います。
現在、工事が進んでおりますキトウシの保養施設、いわゆる入浴施設に関してなんですけども、管理運営業者を募るプロポーザル公募が今年の５月18日から始まりまして、６月30日で締切りとなったわけなんですが、そのプロポーザル公募が不調に終わってしまったというふうに報告を受けております。
そして、今、９月ということなんですが、予定では４月のゴールデンウイークにはオープンさせるというふうに聞いておりますし、工事も順調に進んでいるというふうに伺ってはいるんですが、運営する肝心の業者が現在決まっていないような話も聞いておりますので、そのあたり、町民の中でも不安もあると思いますので、現在のところどうなっているのか。そして、今後の見通しとかございましたら、具体的なお話の答弁を求めます。

議長（高橋昭典君）　町長。

町長（松岡市郎君）　キトウシの関係につきましては、ただいまお話をいただいたとおりでございまして、公募いたしまして民間事業者に任せようと、こういうことで進めてきておりましたけれども、残念ながら不調でございました。
不調というのは、一つはレストラン部門、これを運営するのが非常に厳しいということで、レストランについては除外をしてほしいと、こういうような内容になっていたものでありますので、一応私どもとしては全体の基準に合ってないということで、お断りいたしまして、白紙に戻すことにいたしました。
現在、来年に向けまして考えられるのは、一つは振興公社が直営をするということも考えられる。といいますのは、あの辺にまた施設整備を予定しておりまして、令和５年、来年でありますけれども、ケビンが３

棟ぐらい、高級ケビンを建てようと。合わせて20棟のケビンができるということでありますので、そういったときのオープンに併せて、本格的なオープンをするというようなことで、東川振興公社が請け負うというようなことも考えられると思いますし、二つ目には、先ほどお話し申し上げましたけれども、不調に終わりました。不調に終わりましたけれども、関心のある道内等の事業者と協議を重ねて、受託をしてもらうような方向で進めるということもあり得るんではないかと思います。

今は、町内に少し関心を持っておられる業者もいらっしゃるようでありますので、そこと最終的にどうなるか、協議を進めていきたいと思っております。

それから、三つ目の選択方法としては、分割をすると。あそこは三つの部門があるわけです。温泉の部門、それからレストランの部門、それから売店の部門と、三つありますけれども、それを幾つに分割するかは別にいたしまして、レストラン部門を軽食を出すような、東川のお米にこだわり軽食を出せるようなところに委託をして、残りの部門を公社が直営するというようなこともあると思いますが、その分割の運営方法は別にいたしまして、分割をして運営するという三つの方法があるんではないかと思っております。

今月中には、どちらの方向で行くか、最終的な結論が出るようには努力をしたいと思いまして、その結論の方向に沿っての運営をしっかりと考え、ゴールデンウイーク明けにはオープンができるように進めたいと考えております。

議長（高橋昭典君）　飯塚議員。

３番（飯塚達央君）　今、三つの方法が今検討中だということでありますが、そもそも従前の温泉施設に関しては、ホテルも含めてですが、東川振興公社のほうで直営されてたということですが、そこでの赤字体制が抜けきれないということが根本の問題だったというふうに思うんですが、それで、さらに東川振興公社に直営させるというのは、ちょっといかがなものかなというふうな疑問も湧いてくるところであります。そのあたりがどうなのかということ。

そして、二つ目の方向として、道内の事業者に加え、ちょっと聞き取りづらかったんですが、町内の事業者ですか。あっ、北海道内。承知しました。じゃ、そこは結構です。

それから、分割方法に関して、温泉、売店、レストラン、この三つの部門において分割、どのような分割になるかは別としてということですが、そもそも公設民営というふうな保養施設におきまして、東川町の保養という意味では、例えば町内会の方たちが宴会をするとかということで、そういう目的を持って建てられた保養施設なのかなというふうに認識をしてたんですが、今のお話の中では軽食を提供するというふうなことになりますと、ちょっと意味合いが少しずれてくるのかなという懸念もあります。このあたり、今、２点です。振興公社の直営についてということと、町内の保養施設というふうな目的において、今後どうするのかということについて、答弁を求めます。

議長（高橋　町長。

昭典君）

町長（松岡市郎君）

振興公社が直営をしたというのは、もともとは民間が取得をして、民間が運営をいたしておりました。民間の運営の中で経営者が非常に高齢化したということが一つ。施設が老朽化したということが一つ。で、経営者は売却をしたいと、こういう意向でありました。

で、あそこのキトウシ森林公園という町有地内に建っているものでありますので、それがどこかの民間会社に売却をされて、運営をされるとなると、非常にまたあそこのキトウシ全体の運営をしていくという上で、非常にややこしいことになる可能性もあるというようなことで、町が取得をいたしました。

町が取得をした場合、どこへ運営をしたらいいかということで、東川振興公社に運営の委託をしたわけであります。

で、あそこの赤字の部門というのは、何が赤字かということ。最初は1,000万円ぐらいの赤字が最終的には2,000万ぐらいの赤字になってまいりました。それは宿泊施設、それから宴会場、温泉と、この三つを運営しておりまして、宿泊施設の部分が足を引っ張っていると、こういうような経営診断も出てきたわけでありますので、我々としては、宿泊施設はケビンのようなものを利用していただき、食事と温泉これを優先して運営してはどうかというふうに考えまして、今のような形になったわけです。

ですから、振興公社は赤字になるのは、当然赤字になるような中で運営をしてきた。そして、もっともっと早く施設整備をしようという考え方でありましたけれども、様々な状況から今日まで延びてきたということでありまして、振興公社が経営したから赤字ということじゃなくて、施設そのものが赤字の要因を生み出すようなものになっていたということだというふうに私どもは捉えております。

したがって、直営をしたから赤字になるというようなものではない。直営をしても黒字になっていくだろうというふうに思います。

ただ、投資額が非常に大きいわけですので、その投資額の全額を短期間で回収するというのは赤字要因になっていくだろうと思いますので、振興公社が仮に運営したという場合に、10年のスパンで回収するんでなくて、やはり20年、25年というそういう期間を見ながら、投資の部分については回収をするということでなければ、非常に厳しいというふうに今考えております。

それから、利用が町内会であるとか、住民であるとかいう話、それはもう全く変わってない。住民の皆さん方にもしっかり利用していただいて、それにプラスアルファの住民外の方にも利用していただいて、管理運営費をしっかり出すということが、住民福祉の向上につながっていくというふうに考えています。

私は、軽食という話は令和５年にケビンが整備されると。その整備された令和６年から本格的な運営がなされるので、それまでの間、軽食のようなもので対応したらどうかということを申し上げているわけです。

それともう一つは、その宴会場ですね。この宴会場は民間委託をするのか、振興公社が直営でするかは別にいたしまして、宴会というのは、もう不景気なんですね。で、それに対して人員をしっかり配置をするというふうになると、極めて厳しいところもあるわけです。

ですから、その宴会の在り方というもの、これも民間に委託をする場

合は民間のほうで考えると思いますけれども、仮に公社がやるといった場合には、どういうような体制でできるのか。予約を早い時期に取るというような体制にするのか。その辺はしっかり考えていかなければいけないと思います。

ですから、経常的な食事の提供というのはある程度見通しは立つわけですけれども、臨時的なものというのは非常に見通しが立てづらいので、その辺の把握というものをどうするかということを十分検討していく必要があると思います。

いずれにしましても、今月中ぐらいには方向をどっちにするのか、どの方向にするのか、三つのうちから一つを選択をするということになっていくと思いますので、その後、しっかり詰めたいと思います。

議長（高橋昭典君）　飯塚議員。

３番（飯塚達央君）　今しがた、施設使用料の話も出たんで、少しお金の話をさせていただきますと、そもそもキトウシ保養施設の施設設備の整備費用として、約22億円というふうになっておりまして、そのうち町の一般財源から４億円近くというふうな説明を受けております。

その中で、民間に委託した場合、契約時の負担金ということで7,000万円を一括でまず支払ってもらうということになっていて、その後、年間施設使用料として、年2,500万円を10年間かけて支払っていただくことによって、町で負担する４億円相当の金額を民間から10年間で支払っていただいてペイするというふうな計算になってたというふうに伺っておりますが、そもそも、もう既に６月の時点で本来であれば民間事業者が決定して、今現段階では、もういろんな取り組みについて話し合いが行われて、もう契約に結びついている頃なのかなというふうに推測するんですが、そうしますと、今現段階で、その7,000万円という契約金が入ってきていないということになりますし、振興公社に委託した場合、そこの部分が、7,000万円が入ってくるのかどうなのか。これが入ってこないということになりますと、町の負担がまたさらに増えると。

さらに、施設使用料を10年間で頂くべきところを20年間ということになりますと、またこれ町の負担が増してくるというふうになっていきますが、そこのあたり、お金の話はどのように考えていらっしゃるか、答弁を求めます。

議長（高橋昭典君）　町長。

町長（松岡市郎君）　民間委託の場合は、民間の経営体質の問題もありますし、途中で投げられても困るということがありますので、今のような契約時といいますか、運営する年度に7,000万、そして、運営開始してから１年間2,500万と。あるいはまた、それに対して収益が上がれば、収益分を加算するというような方式を考えておりましたけれども、民間ではなくて、町といいますか、振興公社に委託をするという場合に、基本的には、この４億4,000万、22億かかったとすれば、２割負担とすれば４億4,000万。まあ４億円ですね。４億4,000万になるわけですが。この４億4,000万については、直接、住民の負担を求めないというような方式で、今考えており

まして、できることなら、今年あるいは来年に４億4,000万を減債基金に積むという予定をいたしております。
　その財源はどういう財源を充てるかということになるわけですけれども、個人のふるさと納税が約２億円ぐらい。それから企業版ふるさと納税、この企業版ふるさと納税というのは、直接これに充てるということじゃないですけれども、企業から今数億円の寄附が町に対してあるかもしれないと。そのあるかもしれない。もし来たときに、その財源を振り替えて、今使っている経常財源を振り替えて、その分、１億円を基金に積むということ。
　それから、令和３年から令和４年にかけての余剰金が、今２億数千万円ありますけれども、ここからも１億円ぐらい積むと。そうしますと４億円ぐらいになるわけです。ここをしっかり住民負担といいましょうか、借金の部分は負担のめどがついている。こういう中で運営をし、頂く使用料は町の一般財源として使えるというような形にしていこうと考えておりますので、将来負担の関係については心配しなくても、今のところはいいんではないかというふうに、今考えております。

議長（高橋昭典君）　飯塚議員。

３番（飯塚達央君）　今は財源の部分で質問させていただいて、答弁いただいたわけなんですが、そもそもちょっと民間の会社ではちょっと考えられないんですけど、建物を建てて工事も進んでいるのに、運営する方法がいまだ見つからないまま工期が残り半年という状況ですね。なぜこのような事態に陥ったのかなというところに不信というか、不安もあるんですが、そもそもプロポーザルのやり方に問題がなかったのかというところですね。
　そもそもプロポーザル公募できる業者というのは、類似施設の運営した経験のある業者というふうに規定されていたのですが、ホテルだとか温泉施設だとか運営されているような業界に、私たちのキトウシ保養施設の公募をしていることが知れ渡っていたのかどうなのか。
　プロポーザルのやり方ということでいいますと、庁舎の前に張り紙が張ってあること。それから、ホームページでの告知というのはありますが、その業界の方たちに知れ渡っていたのかどうかということも含めて、プロポーザルのやり方というのはいかがだったものかということについて答弁を求めます。

議長（高橋昭典君）　町長。

町長（松岡市郎君）　プロポーザルについては全く問題がなかったというふうに私は思います。実際の経営をやるというときに、経営不安みたいなのが民間の中にはあったんだろうと思いますので、その辺を町と共同でどうできるかというようなところの詰めはちょっと甘かったところがあったのかもしれませんが。
　ただ、この振興公社に委託をするということが誤りのような心配をされているかもしれませんが、実際に振興公社は運営してきたんです。で、その運営をしてきてまして、ホテルと宿泊施設と売店を運営をしてきた。そういう中で、温泉施設も老朽化をして、お客さんの数も少なくなった

というようなことで赤字になりましたけれども、これはどこが運営しても赤字になったと思う。
もともと公社が引き継いだときには会社が赤字になるので、もう赤字と経営者が高齢化するので運営できないというようなことで、売却をしようというふうに考えたわけですから、振興公社は努力をして赤字を最小限に食い止めたということだと私は思います。
ですから、振興公社に運営されたら赤字になるということでは、私は全くないというふうに考えております。
町の中にいろいろな企画会社が入ってきておりますし、そういったところと連携をしながらやれば、赤字になるということは心配ないんではないかという考え方を私は持っております。

議長(高橋昭典君)　飯塚議員。

３番(飯塚達央君)　温泉施設は、皆さん御承知のとおり東川の近郊にも幾つかございます。
その中で、競争も非常に激しくて、旭川市内では大きな施設も二つほど最近閉鎖されていたりとか、あるいは、近隣の東神楽町の花神楽の経営がうまくいかないということで、事業者が数か月前に変更になったばかりでありまして、利用者の方々にとって非常に厳しい目で温泉施設を見られると思うんですね。
その中で、黒字になる、赤字になるという問題もさて置きなんですけれども、サービスをどういうふうに高めていくか。立派な施設は隈研吾さんのお力添えもありまして、出来上がると思うんですけども、中身について非常に懸念が持たれます。
そのサービスのクオリティーによって黒字、赤字が決まっていくというふうに思っているので、そのあたりが、振興公社がやるから赤字になるんだということよりも、そのサービスの質というところについて懸念があるということで話を進めてまいりました。
それから、これ最後に質問をしたいと思うんですが、前回の説明会の中で、ある全国規模の大手企業さんが興味を示していらっしゃるというふうな話も伺ったのですが、先ほどお伺いした業者の中に、その大手業者さんは入っておられるのかどうかということ、こちらについて答弁をお願いいたします。

議長(高橋昭典君)　町長。

町長(松岡市郎君)　運営に当たりまして非常に大切なことというのは、今、飯塚議員がおっしゃったように、施設ばかりではなくて、やっぱり質の高いサービスをどう提供していくかということだと思いますし、お客さんとのそこの働く人の関係、それがサービスの向上にもつながっていくわけでありますので、それは非常に重要なことだと思います。
それから、施設の運営費の負担の関係については、住民の皆さんだけが負担をするということであれば、これは赤字経営だと思います。安い価格でもって住民の皆さん方に利用していただく。まさか1,000円頂きますとか、1,200円頂きますということにはならないでしょうから、いかに安い価格でもって住民の皆さん方に御利用していただくかということ。

併せて質の高いサービスを提供していくということが非常に重要だと思います。
それから、赤字にならないようにするためには、住民の利用だけではなくて、住民外の利用をどう図るかということが大切ではないかと思います。キトウシには、野外活動ができるパークゴルフ場があったり、近くにはゴルフ場があり、冬期間はスキー、スノーボードができる。あるいは雪遊びができる。こういう条件が整っております。さらにケビンという宿泊施設がある。
こういう中で、働き方あるいは暮らし方も相当変わってきているわけでありますから、都会のほうからワーケーションあるいはバケーション、あるいはサテライトオフィスといいますか、テレワーク、リモートワークをするような方々をいかにこの東川町へ滞在をしていただき、あの施設を利用してもらうかということも非常に大きな課題だと思います。
そういったものを、今からでありますけれども、我が町にはＪＡＬの職員もいるし、その他民間の方々の職員もおりますので、ＪＡＬとか民間の職員の知恵を借りながら、ＤＸなんかも導入をしながら、お客さんの確保に努めていくということが大切ではないかと思います。
今は、その大手業者という話がございましたけれども、どこからどういうふうにお聞きになったのか、私は分かりませんけれども、それと一致するかしないかと言われても、ちょっと分からないんですが、答えようがないんですけれども。ひょっとしたら一致するかもしれませんし、一致しないかもしれません。ということでございます。

議長（高橋昭典君）　飯塚議員。

３番（飯塚達央君）　キトウシ保養施設について、今質問したんですけども、私自身非常に期待をしている、楽しみにしているということだけは最後お伝えしたいということで、今月中には結論が出るということですので、町民の皆さんにも、こんな施設ができますよというふうな案内が一日も早くできるようになって、いいスタートを切れるように期待して、一つ目の質問を終わりたいと思います。
二つ目に関しましては、ゼロカーボンの具体的な取り組みについてでございます。
今年の３月に、この議場におきましてゼロカーボンに取り組む適疎な町宣言を行ったところでありますが、宣言後、半年たった現在、今のところ具体的なアクションが見えないもんですから、現在の状況、それから見通し等ございましたら、答弁をお願いいたします。

議長（高橋昭典君）　町長。

町長（松岡市郎君）　今、そのゼロカーボンの問題御質問いただきましたけれども、私どももこのゼロカーボン化というのが非常に大きな課題であり、避けて通れないものだという認識の下、適疎推進課という課をつくりまして、専門的に対応していただくということにいたしております。
現在、適疎推進課のほうでは現状分析というのをしっかりやっております。2013年に比較をいたしまして、2030年に46％、北海道の場合は48％

のようでありますが、その二酸化炭素量を削減するということに今なっておりますので、じゃ、現在どの程度の二酸化炭素の量が出てるかといいますと、９万6,000トンだと。そして、2030年には４万9,000トンの目標値に減らさなければいけないということになっておりまして、それは、再生エネルギーのようなもので2,000トンとか、あるいは森林関係で３万9,000トンとかなっておりまして、実際に不足する分、手を加えなければいけない分が6,000トンだと、こう言われております。

6,000トンというものをどう削減するかということでありますが、これをガソリンの量に換算いたしますと、250万リットルぐらいと、ちょっと超えるぐらいということでありまして、250万リットルといいますと、車１台がリッター15キロ走るとすれば、この量というのは地球４周分ぐらいに当たると。こういう算定でありますので、たかだか6,000トンと言っても、燃料に換算いたしますと、極めて大きな量になっていくということであります。

で、この6,000トンをどうやって削減していくのがいいのか。町としては一つ一つ積み上げていかなければいけないと思いますけれども、この削減計画というものを、そしてまた、2030年以降2050年までの削減も含めて、民間の知恵というものをしっかり借りながら、具体的な計画を立てようということで、令和５年度、来年度でありますけれども、国の補助事業の採択を受けて、計画樹立をしていこうということにいたしております。

しかしながら、それはもう大きな計画になってくると思いますが、大きな計画というのは、一つはどうやればその量を減らせる、緩和的な計画、それから、この地球温暖化が続いたとすれば、どうやってそれに対応していくかという適応の計画のようなものが具体的に示されるということになるとは思いますけれども、しかしながら、我々一人ひとりが取り組むべき課題もあるわけですので、例えば、今までずっと進めてきました３Ｒ運動、リデュース、リサイクル、リユースですか、この三つの３Ｒ運動をしっかり展開するということが一つありますし、今まで、じゃどういうことを適疎推進課が取り組んできたかということでありますが、一つは現状分析をして、今後に向けた課題整理をしているということと、例えば、ドローンのような問題、あるいは無人の自動運行、車の自動運行のようなことを実証実験としてやろうということにも取り組んできておりますし、ドローンについては先日、第一、西部、第三地区なんかを中心として実証実験をさせていただきましたし、無人の電気自動車については、冬期間の中心市街地の運送、運行の実験をしてみようというようなことで、展開をすることにいたしております。

ですから、一つ大きな計画を立てると同時に、今できることは住民の皆さん、家庭から、地域から、学校から、職場からということで取り組んでいくことが必要だと考えております。

議長（高橋昭典君）　飯塚議員。

３番（飯塚達央君）　このゼロカーボンに向けて、この町の中でできることということは、大きく三つに分かれるかなと思っているんですけども、行政でやれることと、二つ目は事業者に働きかけること、そして三つ目が町民一人ひとりが日常的にできること、大きくこの三つに分かれるのかなというふう

に思うのですが、その中で、まず、その町民一人ひとりが日常的にできることに関してについてなんですけども、町民への呼びかけですとか、啓蒙をどのようにしていくのかということについて伺いたいと思います。

それで、先日、我々総務文教常任委員会で、ＳＤＧｓの先進的な取り組みをされている下川町に行政視察に行ってまいりました。

そこでは、町民の研究会、ＳＤＧｓ未来都市部会というのが発足しまして、そこには経営者、ＮＰＯ法人代表、農業者、商工会青年部長、教員、主婦など様々な立場の人が話し合う場を持たれていると。

その中で、特にＳＤＧｓに特化されている枝廣順子先生を講師にして、地域住民が主体となって勉強会を開いていると。そして、さらに落とし込んで、2030年における下川町のありたい姿ということで、７つの姿を策定したというふうな取り組みをされていると。つまり町民主体で、町民を巻き込んで、もちろん仕掛け人は町役場だと思うんですが、そのような取り組みをしてこられているということを学んできました。

その中で、東川町でもその町民との協議の場ですとか、あるいは、ワークショップなどを今後、予定されているのかどうかについて、答弁を求めます。

議長（高橋昭典君）　町長。

町長（松岡市郎君）　今、飯塚議員がおっしゃいましたように、例えばこの6,000トンを削減していくとすれば、今お話のあった三つでもって努力をしていくということが非常に重要だと思います。

本町は９万6,000トンぐらいの二酸化炭素の排出量があるということでありましたけれども、家庭はそのうち約20％、産業の分野は約５割ぐらいになっているわけです。

ですから、この20％の分野でもってどう削減していくかというのは、住民の皆さん方の日常生活の中から縮減をしていくということを考えていかなければいけないと思っておりまして、一つは、先ほどお話し申し上げました３Ｒ運動というものをしっかりと町民の皆さん方に周知をする。それから、一つ大きな問題としては、ごみの問題がございます。ごみの問題については、全国では今、１人当たり平均が461キロぐらい。本町においては368キロということですから、日本全国の国民の１人当たりのごみを出す量よりも、町民のほうが20％少ないわけですけれども。

しかし、町民の皆さんが１キロごみを出すと44円かかっております。で、一つの袋、20キロの袋があるとすれば、20キロですから、44円ですから880円かかっている。ごみの袋が１枚100円だとすれば、20キロのごみを出すのに約1,000円かかっている。1,000円札１枚をつけてごみを出していると同じような理屈になるわけですから、これは全くそのごみの処理料というのは住民の税金の負担ですから、１億三千数百万円、住民の皆さん方に負担をしていていただいているわけです。

しかも、それが二酸化炭素の排出に大きな影響を及ぼしているとすれば、まず、家庭ではごみの縮減をいかに図るか。これは家庭だけなくて、販売する事業者、製造する事業者も含めてですけれども、ごみを出さないような商品開発というものをしっかりやっていくということが必要になってくると思いますけれども、町民の皆さん方には、そうした３Ｒ運

動なり、ごみの縮減も３Ｒの一つになってくるかと思いますが、その辺をしっかり告知をしていくことが必要でありましょうし、一人ひとりが取り組むというよりも、本町の場合は５つの自治振興会がございますので、５つの自治振興会の中で研修する機会を設けたり、あるいは、今お話しのようなところを自治振興会の皆さん方が自ら考えて、自らの運動として、自らの責任として展開できるような、そういう体制なんかも進めていく必要があるのではないかと考えておりますので、住民との関係については、しっかり住民の皆さん方に告知をすると同時に、自治振興会との連携を十分図りながら進めていきたいと思っております。

議長（高橋昭典君）　飯塚議員。

３番（飯塚達央君）　20分までですね。

議長（高橋昭典君）　20分までです。

３番（飯塚達央君）　今、町民への呼びかけというか、町民のできることについて答弁をいただきましたが、行政でやれることということで、その中でも町職員の方で率先して取り組めることがあるんじゃないかなというふうに考えてはいるんですね。

その中の一つで、例えば車通勤を制限をかける。歩いて通勤してもらうというふうなことなんかも一つあるのかなと思うんですが、職員の率先してやれること、今日からでもできることということの取り組み状況を伺います。

議長（高橋昭典君）　町長。

町長（松岡市郎君）　これは町職員だけということじゃなくて、一般の町民の皆さん方も含めてになってくるかと思いますが、今お話がありましたように、通勤のときは歩行するとか、あるいは、自転車で通勤すると。我々が役場に入りました昭和50年代ですけれども。ノーカー運動なんていうのがありまして、極力車を使わないというような運動もございました。

そういう展開をどうするかということもありますし、役場の職員としては、できる限り紙を使う量を減らそうということで、課長会議なんかにおいてはペーパーレスにしようと。それから、私と協議をするときにも紙を持ってこなくてもいいというようなことで、極力紙を減らすような取り組みをいたしておりますし、それから、先ほど言った３Ｒのようなものは当然できますけれども、職員が果たすというよりも、行政が今後しっかり果たしていくべき課題もあると。

今、キトウシのほうに施設をつくりますけれども、あそこは発電施設があって、蓄電池を置くということにいたしております。ですから、この設置によってどれぐらいの電力消費というものが節減できるのか。あるいは、夜間の深夜の使っていない電気を蓄電することによって、全体的な電力の消費量をどう減らすことができるのか。その辺をしっかり見

極めながら、これから設置をする施設に蓄電池を配置するとか、あるいは、夜間の街灯のようなものとか、その他施設についてその蓄電池を活用した電力消費なんかも、これは考えていくべきではないかと思いますので、行政として、職員としてというよりは、行政としてこのゼロカーボンにどう取り組んでいくかというようなところは、しっかりやれるところはやるということがいいのではないかと、思っております。

議長（高橋昭典君）　飯塚議員。

３番（飯塚達央君）　漠然とゼロカーボンと言われて、皆さんは反対はしないだろうけども、具体的に何ができるのかというところについて、なかなか思い浮かばないところも実情だと思うので、ぜひ広報紙とかも通じて町民への具体策、ごみの話もそうでしょうけども、電気を消そうみたいなこととか、車通勤をやめましょう、なるべく歩きましょうというふうな具体的なことを訴えかけることを継続的にやっていただきたいなということと、やっぱり町職員が、我々議員もそうなんですけれども、率先してその姿を見せるという姿勢が非常に大切だなというふうに思いますので、ちょっと重ねてお願い申し上げたいなと思います。

それから、３月にパブリックコメントを募集しておりました。その中で、幾つか具体案が出てきているのですが、例えば、自転車めぐりコースなんかを東川町でつくればどうだろうという話なんか、ちょっと前向きな話がありました。それ以外に、例えば太陽光発電パネルです。家庭用のこの発電パネルへの補助金が町で用意できないのかなという要望もあったと思います。

時間もあれなんで、ちょっと続けていきますが、ＥＶ充電器が、私前回質問しました。年度中に設置されると伺っているんですが、その進捗状況。それから、パブリックコメントの中でありました用水路とかを使った小規模発電の可能性があるのか。バイオマスボイラーやバイオマスの発電の可能性、これは事業者への働きかけになると思うんですが、その可能性があるのかどうなのか。あと、町なかに、東川は水のまちだという割に、町なかで水が汲める場所がないので、そういった場所があればいいんじゃないか。その際にはマイボトルを持参でということで、そのあたり幾つか今申し上げましたが、答弁をお願いして、最後を締めたいと思います。

議長（高橋昭典君）　町長。

町長（松岡市郎君）　今、住民の皆さん方のパブリックコメントを含めて提言的なお話をいただきました。

自転車の利用促進というのは、今いろいろな意味で振興公社等が中心になって自転車的なイベントを開催をしているということにもありますし、太陽光パネルについては、従前支援をしたということがございます。売電価格も減ったというようなこともあって、現在はその補助金は出しておりませんけれども、出していたということがございます。

それから、様々な電力提言の可能性についてのお話がありましたけれども、いろんな調査で、東川町の再生エネルギーの潜在力というか、そ

れは８万6,000メガキロワットと言われておりまして、その中には風力もあり、水力もあり、ボイラーもあり、様々なものがあるわけですけれども、可能性としてどうだとお聞きをいただくとするならば、可能性はないということでなくて、全て可能性はある。あとはどう具体化をしていくかというところになるんだろうと思います。当然、投資と費用のバランスいうこともございます。ですから、単独で投資をしたけれども回収ができないということではこれまたいけないわけでございますので、可能性としてはありますけれども、あとその投資と効果のことなんかも十分算定をしていく必要があるのではないかと思っておりますので。

一番、今現実化どうかするか分かりませんが、北電さんと水力の関係について、水力発電、この可能性というのはないわけではないので、新たな水力発電所の設置のようなものをどうだろうというような話をよくしておりますし、用水路等の小水力発電もこれは否定はできませんので、検討材料としては残っているということでありますが、先ほどのような問題があるということで御理解いただきたいと思います。

議長（高橋昭典君）　飯塚議員。

３番（飯塚達央君）　まだまだ聞きたいこともあるんですが、この後、鶴間副議長からも同様にゼロカーボンの取り組みについて質問あるということも含めまして、私の一般質問をこれにて終わらせたいと思います。

議長（高橋昭典君）　以上で、飯塚議員の一般質問を終わります。

続いて、11番、鶴間松彦議員。

鶴間議員の一般質問は一問一答であります。

現在、10時17分。45分間を予定しております。５分前にお知らせいたします。

11番（鶴間松彦君）　私は、３点についてお伺いをしたいと思います。

まず、第１点でありますけれども、最近、ひがしかわ価値創造計画を策定するということで価値創造協議会が開催されたと伺っております。その資料を頂いて一読をさせていただきました。それに関わって何点か確認の意味含めて質問をいたします。

この要綱によりますと、この協議会は町長の私的諮問機関というふうに位置づけられております。ちょっと辞書を引きますと、私的諮問機関の法的根拠は自治法の174条あたりではないかというふうに思っていたわけですけれども、そのことを含めましてお伺いをいたします。

まず、この計画をつくっていくプロセスといいますか、それについてお伺いをいたしますけれども、まず、その協議会の中に公募委員が13名入っていると。当初は４、５名という予定でありましたけれども、13名という大変幅広く町民の意見を得るという点ではとてもいいことだなというふうに受け止めております。計画は、あと２回ぐらいその協議会で協議をした後に、１月に策定をして、その後パブリックコメントを行い、議会からも意見を求めて、２月に都市計画委員会を組織し、諮問し、答申を受けて、３月に計画完成するというふうになっておりますけれども、この辺のことについて確認の意味で間違いないでしょうか。

議長（高橋昭典君）　町長。

町長（松岡市郎君）　間違いありません。

議長（高橋昭典君）　鶴間議員。

11番（鶴間松彦君）　私は一つ懸念しているのは、一つは、全部で３回というふうに言われておりますけども、あと２回という協議会の中で十分な討論ができるのかどうなのかということと、議会の意見がどの段階でどういうふうに反映されていくのかというのがちょっと懸念してるところの一つでありますが、その辺についての御意見をお伺いしたいと思います。

議長（高橋昭典君）　町長。

町長（松岡市郎君）　十分な討論がなされるかという話でございますが、これ、町なか、特に町なか活性化、あるいは町の価値の向上ということにつきましては、もう昭和40年代の後半ぐらいから何回も専門の業者による企画書が提案がなされております。古くはタナベ診断というところ、当時800万くらいかけたと思いますけど、そういう診断がある。それから、たくぎん総研というところの診断がある。これも二千数百万円かかったと思います。そのほか、町なか活性化協議会がされた計画がございます。それから、平成23年にせんとぴゅあの施設を整備するときに、商工会がこんな町の中心市街地の在り方がいいというようなお話もいただいております。

ですから、過去４回の提案によって大半のことはプロ的な視点、あるいは住民アンケートの調査の視点等から網羅されてるんではないかと思います。その後、時代の変遷の中で変わったこともありますので、その辺をどう生かしていくのかというようなところ、それから、その中で絞り込みをしなきゃいけないというところも若干あるんではないかと思いますので、そういうところを議論をしていただく、知恵を出していただくということでありまして、ゼロからのものではなくて、そういう資料が公募委員さん含めそれぞれ各委員さんに配られておりますので、それらはひとつ熟読をしていただきながら提案をいただくということがいいのではないかと思ってますので、長ければいいということじゃなくて濃密な議論をしっかり展開をしていただいて、必要であれば回数を延ばすということはやぶさかではないと思いますけれども、最短距離の中で計画を立ててもらうということがよろしいのではないかと思います。

議長（高橋昭典君）　鶴間議員。

11番（鶴間松彦君）　そういう意味では、随分たくさんの、過去どんなことをやったかという資料が出されているようでありますけれども、効果的に効率的に議論がされていくことを望んでいるわけです。

それで、計画案は協議会が策定するんですか、それとも協議会の意見

を得て行政が案を策定するのか、ちょっとこの辺についてお伺いしたいと思います。

議長（高橋昭典君）　町長。

町長（松岡市郎君）　これは、最終的には行政が議会の皆さん方に提案をして議決をいただき実行するということになると思います。
　ですから、町の活性化協議会の中では答申書というものが出てくると思いますが、その答申書を尊重して町が計画を立てると、そして都市計画委員会の中に最終的に諮問をするという手順だと考えています。

議長（高橋昭典君）　鶴間議員。

11番（鶴間松彦君）　そうしますと、今回の協議会の中の答申も受けて、さらに行政がそれを練り込んで東川町都市計画委員会のまた答申を受けてという二段階といいますか、そういうのを経て最終的に３月に町が案をつくると、で、議会に示すということですね。これは、議決案件ではないので、議会に情報を提供するということになるのかなと思いますけど、そういう認識でよろしいかどうか。

議長（高橋昭典君）　町長。

町長（松岡市郎君）　先ほどの質問の中で、議会の討論に加わる場といいましょうか、議会の議員さんの参加する場がないのではないかというお話でございました。
　これは、町と議決機関でありますので、議会の皆さん方も受け身ではなくて積極的に関わっていただいて提言をいただく、一番住民の皆さん方の声を聞いておられるというのは議員さんだと思いますので、議員さんからも当然この提言があってよろしいかと思いますし、また、諮問のほうでまとまったものについては、先ほどの諮問委員会にかける前にこういった形で諮問をしたいというようなことはお話しをさせていただこうと考えております。

議長（高橋昭典君）　鶴間議員。

11番（鶴間松彦君）　次に、要綱を見せていただきました。この協議会の要綱の中に、８条に秘密保持が規定されております。いわゆる秘密を漏らしてはならないというふうに書いてあるわけですけれども、これはどの程度のことを指すのかをちょっとお伺いしたいなと思います。
　といいますのは、委員の方々は個人的な参加それから各団体からの参加で組織されておりますけれども、それぞれの方々が町民の方々などから個別に意見を聞いたり、あるいは考え方を聞いたり、あるいは討論をしたりということがあり得るんではないかと。そういう意味では、幅広く様々な方々の意見を入れてということになるんだろうと思うんですけ

ども、そういうことがあり得るとしたならば、各委員の方々はどの程度までこういったこと、この協議会の中の議論を出していいのか、出されては困るのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

議長（高橋昭典君）　町長。

町長（松岡市郎君）　これは、委員さんの中に賛否両論いろいろあると思うんですね。例えば、Ａという意見がいいといった場合に、Ｂが、いやそれはちょっとこれよりこっちのほうがいいじゃないかと、こういう話は当然あるんじゃないかと思います。そういった中で、Ａという委員さんが外へ出て、いろいろ話をするときに、Ｂという人がこう反対をしてたからこうこうというんじゃなくて。ですから意見としてこういう意見もあったああいう意見もあったというのはいいと思いますが、発言した委員さんの名前が知れ渡るような、知り得るようなこと、あるいは話題の中に個人事業者だとか、あるいは個人名が出てくるかもしれませんが、そういうものは外へ出ないように配慮をすると、そういう視点からの秘密保持ということだと考えております。

議長（高橋昭典君）　鶴間議員。

11番（鶴間松彦君）　そうしますと、いわば積極的で前向きな意見を出していただけるような、そういう出し方であればいいのではないかというふうに受け止めてよろしいでしょうか。

議長（高橋昭典君）　鶴間議員。

11番（鶴間松彦君）　それでは、その協議会で具体的に何を議論するのかという点についてお伺いをしたいと思います。
　この資料によりますと、町が検討をお願いしたいこと、大きい二つがありますけど、その中心的なもので三つ書かれております。
　中心市街地活性化の検討、それから二つ目には家具デザインミュージアムの整備の検討、三つ目には産業連携の検討というふうになっております。ソフト的なものとハード的なものが盛り込まれているわけですけれども、前から町長からいろいろお話も伺っておりますけど、中心市街地の活性化の中でとりわけ、いわゆる駅前開発、ここのところが言われておりましたけれども、駅前開発を中心とした家具デザインミュージアムの建設というのが中心的になるのかなという感じをいたしておりますけれども、その辺についてお伺いをしたいと思います。

議長（高橋昭典君）　町長。

町長（松岡市郎君）　今、鶴間議員がおっしゃったように、駅前というのは今中心市街地の中を見ていますと空き地になっているところが一番多いのはあそこでございます。ですから、あの地というのは最も栄えた地の一つでありまし

たけれども、今は電気軌道が電車を廃止をした。その跡地利用がなかなか定まらず、地域の人たちがあそこに駅があったというその表示をしてくれております。

私、町長になりましたときから東部開発なり、あの地域の開発ということは様々な住民の方から言われておりました。

しかし、あそこに倉庫があるんですけれども、その倉庫が農協さんが使っておられた。ですから、あの倉庫を利活用したあの地域の利用というのはなかなか前へ進みませんでした。

しかし、今回農協さんがあの倉庫についてはもう使わなくなるということで、町へ譲り渡してもいいとこういうお話をいただいております。

全てが第二地区のカントリーエレベーターあるいは精米施設、その辺に集約されるんだろうと思いますが。したがって、あそこが空いてくるということになりますので。いつ空くかといいますと、令和４、５、６の３年間かけて向こうの整備が行われますので、令和７年から空きの状態になってくる。それに向けて我々としては家具デザインミュージアムを中心としたものにしていかなきゃいけないと思います。

何で家具デザインミュージアムかというようなことに多分なるんだろうと思いますので。我々未来に向かってまちづくりをどう進めていくかというときに、町の人口というのは黙っていたら必ず減る。

私、町長になりましたときも、この国民の人口が減少する時代に、町の人口なんか増えるはずがないと、今頃は6,000台になってるはずだと、こういうお話を随分されました。

しかし、町の人口というのは8,500人を超えるような状態になってるわけでありまして、まさにこうではなくて、こういう伸び方を示している。

それは、何かといいますと、やはり議会の皆さん、そして住民の皆さんの理解を得、職員がチームとなって人口確保に取り組むということに積極的に取り組んできた。その人口確保の要因としては、資源というものをどう生かすかということになってくるんだろうと思います。

私は、その資源というのは大雪山の文化であり、家具デザインの文化であり、写真文化だと。そして、さらに我々が持っている日本語の文化、これが大きな資源だと。その資源を生かしながら人間を確保し財源を確保する。その財源を人間の福祉増進のために役立てると、こういう循環機能というのもしっかり持っていかなきゃいけないという話でございます。

私たちの町の産業というのは、第１次、２次、３次と極めてバランスのいい産業形態になっていると思います。特に家具の製造業というのは第２次産業として町のこの経済を支えている、雇用を支えてくれている、商業を支えているという重要な産業でありまして、さらにこれを振興させていくということが人間確保、人口の確保につながるというふうに考えております。

さらに、町なかには様々な業種の方、サービスを提供する方がいらっしゃるわけですけれども、人口が減少するとこれは成り立たないということになってまいります。

ですから、定住人口というのはそれほど増えなくても、移住、一時的なこの人口、１日でも１週間でも長く滞在をしていただいて、町なかで楽しんでいただけるようなそういう環境というものをつくる必要がある。そのことが今回の町なかの価値創造計画の中にも盛り込んでいただけるだろうというふうに思っております。

特に、先ほどのあったところは、家具デザインミュージアムを中心として、そこに音楽を組み入れたり、あるいは様々な家具、家具というのは何かといいますと、世界と人間をつなぐものは全部家具だとこう隈研吾さんはおっしゃってますので、椅子とかテーブルばかりではなくて、様々な日常調度品なんかも含めたそういう提案ができるような場所にし、多くの方々に来ていただいて町なかで消費をしていただくと、そういう形になることを期待をいたしております。

議長（高橋昭典君）　鶴間議員。

11番（鶴間松彦君）　振り返ってみますと、例えばせんとぴゅあⅡを建設するときにもいろいろな、様々な懸念の意見がございました。ランニングコストはどうするのかとか、人が来るんだろうかとかいろいろな懸念もございました。

今見ますと、もうせんとぴゅあⅡの利用の仕方、非常にいいものになってるなというふうに私は感じております。とりわけ図書館部門や学習する部門、日本語留学生や中学生、高校生がいろんなところで施設を利用して勉強してる姿が見られるというのでは大変結構な施設になってきてるのかなというふうに感じております。

それと同じように、今、町長が言われた家具デザインミュージアムの建設が町なか活性化に貢献し、そして、それこそ住民の福祉の向上につながっていくということであれば大変結構なことだなというふうに思っております。

一つお伺いいたしますけれども、この計画を議会に情報提供いただいたときに、この話と同時になりますか、ミュージアム建設支援の会というのができるという話を伺いました。それは、建設財源を確保するための支援の会だというふうに伺っております。

もし仮に、今考えられているデザインミュージアムが、例えば総経費が幾らかかって、そういった支援の会あるいは国の補助こういった財源がどう確保できるのか、今の段階で分かればお伺いをしたいと思います。

議長（高橋昭典君）　町長。

町長（松岡市郎君）　建設支援の会からお答えを申し上げますと、建設支援の会のメンバーというのはほぼ決まっております。なかなか日程的にも取れないということで、11月28日だったと思いますが、東京の代官山のところの施設を借りまして、関係呼びかけ人に一堂に会していただいて、その中で町が進める、あるいは隈研吾氏が考えているようなものを披瀝（ひれき）をしていただいて、資金集めの準備を進めていきたいというふうに思っております。

呼びかけ人の委員さんについては、今持っておる資料の方々については全て合意をいただいているということであります。

ですから、これから具体的に２年間なり３年間かかって集めていくということになると思いますけれども、建設費がどれぐらいになるのか、これは全く想像がつきません。つきませんが、今までいろんな施設をやってきた、そしてあそこの面積なんかを考えますと数十億円になるんじゃないかと思います。少なくとも20億円は超えるだろうというふうには考えておりまして。これから多くの皆さん方の御支援をいただきながら

進めていくわけですけれども、20億円を超える予算をどう確保するのか、さらにはまた今お話がありましたように、そういうふるさと納税とか、個人とか企業版ばかりではなくて、経済産業省とかそういったところの予算なんかも利活用できるような方向も探りながら、11月28日以降の話を聞きながら最終予算を詰め、あるいは運営費をどうするかということも詰めていく必要があるのではないかというふうに考えております。

議長(高橋昭典君)　鶴間議員。

11番(鶴間松彦君)　そろそろこの項目も最後にしたいと思いますけれども。

そういうことで、もしデザインミュージアムの建設が成功し、その利用が当初町長が言われたように町民の福祉に貢献するような施設になること願っていたいなと思っております。

それで、町が検討をお願いしたいことの一つ目の中心市街地活性化の検討と産業連携の検討、これの具体的なイメージがあればお伺いしたいのと、それから関連して、今回の協議会にお願いする中身そのものが現在進めているプライムタウン計画ですか、これは令和５年度で終わるということになりますでしょうか。それとも継続にきっとなるのかなと思いますけども、その関連についてお伺いをしたいと思います。

議長(高橋昭典君)　町長。

町長(松岡市郎君)　今お話がございましたように、プライム計画については令和５年で終わるということでありますので、それに向けて、それ以降に向けても中心市街地といいましょうか、価値創造の協議会の提言というのは非常に大きな役割を果たす。当然、それ尊重していかれるものだというふうに私は思います。

産業連携のイメージでありますけれども、私どもの町は先ほどお話申し上げましたように、第１次から第３次産業まで極めてバランスよく構成されております。

最近の産業といいますか、ツーリズムといいましょうか、観光の形態というのは、単なる施設とか自然を見て楽しむという観光からやや変化をしてきている。実際に体験してみようというようなことが必要ではないかと考えておりまして、今、第一地区、旧さくら工芸の跡地についても産業ツーリズムというような、新しいツーリズムの在り方を提言してもらう企業にお貸しをして利用していただこうということでありまして。それは、どういうことかといいますと、町内外からいろいろな体験をする、木工クラフト作りを体験するとか、あるいは農業体験をするとか、あるいは食を使って何か食べ物体験をする。そういう方々に来ていただいて町なかの産品を知ってもらう。あるいは、そういう農場とかあるいは、麹を作っている工場、工房なんかにも行っていただくというような形で、それを町なかを様々な人が滞在をする。そして、町の産業、特にものづくり産業を知っていただくということ。

それから、レストラン、カフェがたくさんございますので、そういったところで第１次産業で生産されるものを消費をしていただくというようなこと。

それから、第３次ということでは観光ツーリズム的な要素を持っておりますので、そういう観光関係との連携を深めていくというようなこと。
さらに、またサテライトとかリモートとかという話もありますので、そういった方々に来ていただいたときにそういう施設を使って様々な産業形態を知っていただく、そして消費に結びつけていくというような関係でしっかり連携をしていこう。
ですから、第１、第２、第３の産業の連携化、これが加工ではない、１、２、３足せば６次になりますので、その６次化のようなものをしっかり連携していくということが大切ではないかと考えておりまして、今、産業振興のほうでは平田副町長中心にそういう形を取ろうということで検討しているところでございます。

議長（高橋昭典君）

鶴間議員。

11番（鶴間松彦君）

ぜひ、いいものができるように期待しております。随時、可能な限り議会にも情報提供いただいて議論に参加をさせていただきたいというふうに思っております。
次の質問に移ります。ゼロカーボンの取り組みについてであります。
飯塚議員も相当質問されておりますので、重複しないようにお伺いをしたいと思います。
先ほど町長が東川町の発生源のことを触れておりました。担当課のほうから少し資料も提供を頂いたり、資料の出どこを頂いて調べてみましたところ、環境省が発表している東川町の二酸化炭素の発生源についてでありますけども、産業分野が58％、次いで運輸が18％、家庭が15％というふうな資料がございました。
そうしますと、やはり産業の分野でどう削減を進めていくのか。そして、先ほども議論に出ました町民の方々がこの運動にいかに参加をして町民の中で３Ｒという運動も先ほど出ておりましたけれども、そういう中で私たち一般町民が協力できることは何なのかということが一つの大きな課題になってくるんだろうなということをお伺いしておりました。
ぜひ、そういう意味では家庭のごみの減量、あるいは資源化ということについてぜひ取り組んでいただきたいなというふうに思っているところであります。
それで、一方で、発生源を抑えるということと同時に、二酸化炭素を吸収するということも大事だろうというふうに思っております。
先ほど、下川町への視察の話が出ておりました。下川町の例でいいますと、あそこは90％ぐらいが森林だというふうに言われております。国有林全部含めまして4,700ヘクタールぐらいあって、10万キロリットルの吸収をしているというふうに言っておりました。二酸化炭素の発生が４万7,000トン、そして吸収が10万トン。ですから、お釣りが来るというような状況になってるということをお伺いいたしました。
私は、そこで一つ重要な点としてぜひ検討していただきたいということを御提案申し上げたいと思うんですけれども、森林資源の保全ということだと思います。
現在、東川町が有している森林はおよそ１万8,000ヘクタールあります。これは、国有林、道有林、町有林、民有林合わせての数でございます。もし、下川町と同じような計算ができるとすれば、森林１万8,000

を上手に保育し吸収量を高めていけば２万5,000から３万トンの吸収ができる計算になります。
　ただ、東川町の民有林はそんなにまだ保全がされていない部分がかなり残っているというふうに聞いております。森林組合が毎年国の予算を活用しながら皆伐、間伐、保育等をして頑張っておりますけれども、毎年のように国のそういった予算は減らされております。
　いろいろ工面しながら保全をやっているわけですけれども、数年前から国勢調査でいろいろ関係する人口が増えたということで交付税が増えた、それで750万円の補助を森林組合で頂いて、そして路網整備等設備をしてまいりました。相当、そういう意味では貢献されているなと、路網が整備されることによって隅々まで施業することができるようになったというふうに喜んでおります。
　現在、戦後植えられた人工林、特にカラマツやトドマツが、これは全国的にそうですけども、伐期に来ているというふうに言われておりますけれども、やはり予算の関係ではその整備が遅れていると言われております。所有者が持ち出ししなくても国や町の協力で施業ができる、保育ができる、こういったことが望ましいのではないかというふうに思っております。
　つきましては、750万頂いている補助を増やしていただいて、森林組合の活動をもう少し広げていただきたいが一つです。
　もう１点は、先ほど言いました間伐、皆伐あるいは保育、こういったことをできるだけ多くやっていただくために町独自の補助をぜひ考えていただけないかということでございます。古い木を切って新しい木を植えることによって吸収量はずっと増えるということが国でも言われておりますので、ぜひこういったことについてお願いをしたらと思いますけれども、いかがお考えでしょうか。

議長（高橋昭典君）　町長。

町長（松岡市郎君）　二つ御質問いただきましたけれども、森林組合への支援の強化をしてほしいとこういうお話でございました。
　これについては、具体的に予算編成時にどういったところにどういう事業を行いたいのか、その辺をしっかり聞かせていただいて、その中でどう対応するかということを考えたらいいのではないかと思います。
　それから、森林施業には独自の支援をしてはと、こういうお話でございますが、我々は間伐するわけですね。間伐する材の付加価値というものをどう高めていくことができるのか。その付加価値を高めることによって森林施業の財源に充てることはできないのか。その辺、森林組合の皆さんと知恵を出し合いながら、例えば、チップ材として売るというのがいいのか、あるいは、まきのようなものにいたしまして、まきとして家庭で使っていただいて二酸化炭素の排出量を抑えるということがいいのか。その辺知恵を出しながらこれは考えていくことが重要ではないかと思いますので、森林組合の皆さんとも十分協議をさせていただきながら進めていきたいと思います。

議長（高橋昭典君）　鶴間議員。

11番（鶴間松彦君）

ぜひ、協議をお願いしたいと思います。

現状でいいますと、例えば国の補助を頂いて間伐をした場合、その森林がいい木であれば、いい木というのは高く売れるということなんですけれども、作業をするために事業を業者にお願いをする費用と、それからそこに国が補助をしていただける。切った間伐材を売る。このお金でプラス・マイナス、プラスになるかどうかという計算をするわけですけども。最近は作業代金が国から指定されるわけですけれども、高まっていて、実際所有者に入る金額がその材を売ったお金プラス・マイナスしても減ってきてるというようなお話もございます。

そういう点では、所有者が積極的に保育していけるような、保全していけるような作業をするためにはどうしても手出しをしないでやっていけるようなことが必要だと、そういう意味で町独自の補助制度をお願いしたわけですけれども、ぜひ森林組合と協議をして前向きに考えていただきたいなと思います。

先ほど飯塚議員の質問にもありましたけれども、再生エネルギーの活用もこれまた非常に重要だというふうに思っております。水力発電の増設ということですけれども、先ほど町長がくしくも北海道電力に依頼をするというお話ございました。ぜひ、私もそれをやっていただいて、この大切な旭岳水系の中で可能な限り水力発電をやっていただきたいというふうに思っております。

それから、農業用水路は５月から８月で水が止まります。１年間通して小水力発電というのはできないわけですね。それで、倉沼川水系はそれになりに水がございますので、ぜひ倉沼川水系で小水力発電をぜひ町としてやっていただけないか、あるいは、そういったことをやろうとする民間・団体・個人がいれば、そこに支援をするというようなことも考えていただけないか。ちょっと、御質問をしたいと思います。

議長（高橋昭典君）

町長。

町長（松岡市郎君）

先ほど森林施業の話、間伐材の話がございましたけれども、こういう時代ですからいろんな意味で社会は変化をしてきているということですので、我々の考え方も従来の考え方を改めていくということが必要ではないかと思うんです。

町に大きな企業、日本メディカルプロダクツという会社がございますが、来年の１月に50周年を迎えるということですが、その創立者の話なんか聞いておりますと、とにかくやはりチャレンジをするということと、付加価値をどう高めるために何をすべきかということを考えて取り組んできたと。しかも、その方向というのは誰もまねができないようなオンリーワンの商品を目指そうということで取り組んできて50年があり、今成長した企業になってるというようなことをお話伺っております。

我々もこの間伐材を間伐した、それを原料として業者に供給する。この辺で付加価値を生んでないということだと思うんです。ですから、その付加価値が生めるようなことに対して町も支援をするというようなことであれば、単年度ではなくて持続してその付加価値を生み、森林施業が持続して行われるということになるんではないかと思います。

本町の場合にはクラフト関係の工房もある、あるいは木工製品の工場

もある、あるいはまきに取り組んでるような方々もいらっしゃるわけですから、そういった方々の知恵を生かしながらどうすれば付加価値を生むのか、この辺に対して私どもとしてはしっかり支援をしていくということが重要ではないかと思います。

それから、倉沼川水系の水力発電の話がございましたけれども、この川の水であっても水を使うというのは非常にややこしい。水の量が一つも減らない、流れて元へ戻っていくんですけれども、それでも水利権というのがあって非常にややこしいわけです。

先ほど言いました用水路のほうは５月から８月下旬、長くても８月10日から15日ぐらいまでしょう、臨時的に延びたとしても。ですから、忠別川とかあるいは倉沼川、こういったところにできればよろしいんでしょうけども、その水利権等の問題がどうなるのか、この辺も今後の調査の中で明らかにしていきたいものだと思います。

議長（高橋昭典君）

鶴間議員。

11番（鶴間松彦君）

ぜひ、前向きに検討していただきたいと思います。

飯塚議員との質問が重複しますので、これで大体やめますけれども、引き続き太陽光発電への補助ですとか、ごみの減量、あるいは資源化についてぜひ検討していただきたいなということを申し上げて、次の質問に移ります。

三つ目の質問についてであります。

次期町政運営について町長のお考えをお伺いしたいと思います。

松岡町政は、発足以来20年経ちました。合併しないで自立をするということを目標にこの間やってきたわけです。当時、国からは１万以下の町は消滅をするんだということを言われておりまして、町民とそして行政と議会が一緒になって、合併しないで頑張れるような町をつくっていこうということでやってきたのではないかというふうに私は思っております。今や、人口は減らずに8,500、もしかしたら今度団地ができれば9,000という数も出てくる可能性も夢ではないなというふうに思っております。

町に訪れる方々からは、人口に限らず何か東川町はおしゃれな店が多いねとか、子育てしやすい、住みやすいねという話や、何か夢が実現するような感じがするねというそういううれしいお話もいただくことも結構ございます。

そんなような評価が今全国的に広まっておりまして、町村だけでなく、今や市議会や県会議員さんも東川町に視察に訪れると、後を絶たないというような状況になってきた。大変うれしいお話なわけです。

加えて、著名な方々や個人や団体、法人が東川町に目を向けてくれているというところも将来を見たときに大変うれしい材料になっているなというふうに考えております。

先ほども言いましたけれども、これも行政と町民と議会の協力と努力のたまものではないかなというふうに勝手に私は思っております。

とりわけ、その中心である首長の指導力が非常に強かったというふうに私は感じております。今いろいろ中心市街地の問題やゼロカーボンの問題で御意見をいただきましたけれども、今後の展開ではますます今の延長線ではなく、先ほども出ましたけれども新たな発想、チャレンジ、

こういった質的な変化を求めるまちづくりが必要になってくるんではないかと思います。そして、また新たな課題もどんどん出てくるんだなというふうに感じております。
　そういう新しい時代を迎える東川町として、次期以降町政運営のかじ取りとして６期目に臨む町長の決意を伺いたいと思います。

議長（高橋昭典君）

　町長。

町長（松岡市郎君）

　極めてお答えしづらい難しい質問をされているなというふうに思います。
　今、ちょうど先ほど冒頭お話し申し上げましたけれども、令和４年の上半期が今月終わると、今月を迎えてるということでありまして、我々任期があるわけですから任期の期間中にいかに住民の福祉増進のために仕事ができるかということだと思います。これは、私もそうですし議会の皆さん方もそうではないかと思います。
　まだ６か月残ってるわけです。６か月残ってるときに６期どうするああするというような話というのは、私はこれまだ早過ぎるんじゃないかと思うんですね。仮に私が、仮にですよ、６期目出馬したいとこう仮に言ったらどうなるんでしょうかね。６期出馬するなら言うこと聞くかとか、あるいは出馬しないと言ったら、もうあと６か月で終わるんだから町長の言うこと聞かなくたって新しい体制の中でやったらいいだろうと。今、進めているものが頓挫する可能性もあると。今、今年は特に大きな事業がございまして、先ほど来話題になっているキトウシの問題もある、あるいは共生エリアの問題もあるわけですし、さらにまた天人峡温泉地区の廃屋除去の問題もある。この廃屋の除去の問題も長谷川岳先生が尽力をしていただいておりまして、今回の補正予算で何とか予算がひょっとしたら増額、あるいは条件が緩和されるかもしれない。そういうときにやれますかとこう言われてるんですが、その内容が見えない。見えないとなかなか進められないわけでして。あそこは国有地でございますから、国有地の中の民間の建物を我々地方の行政がやれるかというとなかなか厳しい。国は町へ売却しますと、森林管理局は。町へ売却するのでそれでもってやれるかと、やってほしいと。森林管理局は森林の管理なので、そういう施設の管理については一切できませんと。こういうお話でございますから、その辺をどうしていくかという問題がございます。この後、議会の皆さん方と相談しなければいけません。
　仮に、そういう問題を処理しようとするときに、あの天人閣なりのところを敷地だけ購入する、そして跡地利用も自治体で考えてくださいというふうになってもなかなか難しいと思う。
　ですから、泉源、温泉地あるいは水源地、場合によっては羽衣の滝、これも含めて、山は別ですよ、含めて町に無償譲渡してもらうか、あるいは有償と言ってもかなり安い金額で譲渡してもらうか、その辺なんかも相談をしていかなきゃなりません。
　ですから、仮に今回の補正で増額になったから、すぐ、はい、やれますという環境にはないわけですので、この辺もしっかりとした地方対策のようなものをつくっておかなきゃいけませんでしょうし。
　また、観光を振興するという意味では冬をどう生かすかということで、この冬の観光というものを体験観光のようなことをどうするかというよ

うな課題もございます。
　ですから、そういうものを次に引き継げるようなそういう体制、またはこの町の財政運営状況がどうなっているのか、あるいは施設運営も含めてどういうふうになってて、万が一の場合にはどういう体制でいくのか、こういったところも今計画を適疎推進課のほうにまとめてほしいということをお話しをしておりまして、年内近くには財政当局と協議をしながらまとまってくるんではないかと思います。
　ですから、そういった状況なんかを見ながらしっかりと残されている任期をどう一生懸命費やすことができるかということが重要だと思うんです。
　私、町長になりましたときに、ある会長さんが、私１期もつか２期もつか分かりませんと言ったら、いやいや５期の20年ぐらいはやってもらわなきゃ困るという話をされまして、そんなに長くやれるかなと思ったらあっという間に20年が過ぎて20年近くになりましたけれども。一つの区切りであることは間違いないと思います。
　それから、もう一つは、首長にもいろいろな首長がいるんじゃないかと思います。首長というのは、過去に学び、そして未来が見えずして今をこなすという首長さんもいらっしゃるでしょうし、過去に学び、未来が見えても生かせず今をこなすという首長もいるでしょうし。過去に学び、未来を見通して今を生かすという首長さんもいらっしゃるんだと思うんです。
　私はどうかといいますと、一番最初の過去に学び、未来を見通せず今一生懸命やってるということでありまして、６か月先のことを論ずる立場にはないというふうに思います。
　そういうことで、残された６か月、一所懸命やりたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（高橋昭典君）　鶴間議員、制限時間、11時２分。

11番（鶴間松彦君）　私も議員をさせていただいてちょうど20年、町長と同じになりました。私以外にも町民の方には様々な意見はもちろんあるでしょうけれども、続投の期待をする方が結構いらっしゃるということを申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。
　ありがとうございました。

議長（高橋昭典君）　以上で、鶴間議員の一般質問を終わります。
　ここで、10分間の休憩に入ります。再開は11時10分。
　休憩です。（休憩宣言、11時00分）

　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。（再開宣言　11時10分）

　一般質問を続けます。
　次に、８番、安原芳博議員。
　安原議員の一般質問は一問一答方式を選択しております。
　場内時計で11時55分まで。

８番（安原　それでは、一般質問をさせていただきます。

芳博君）

東川町の自殺対策についてということでありますが、正確には東川の自殺対策計画についてということでございます。

いろいろと書いておりますが、自殺対策基本法のちょっと印象の残った部分を羅列して書いておきました。それで、９月10日から16日までが、自殺対策の週間、１週間、そういうことで、今回質問をさせていただきます。

誰しもが自殺に追い込まれることのない社会、誰もが生きがいを持って生きていける社会、自殺対策は、生きることへの包括的な支援です。東川町の自殺対策計画と取り組みについてお伺いをします。

議長（高橋昭典君）

町長。

町長（松岡市郎君）

具体的にどういう対策ということではなくて、私どもとしての仕事というのは、住民の皆さん方の福祉の増進にあるわけでして、福祉というのは、私がいつもお話しを申し上げておりますけれども、住民の繁栄であり、安全安心であり、幸福度をどう増進させていくかということが極めて重要な課題だと思っております。そういう中で、人間らしく生きるということは、人間の尊厳でありまして、これは極めて重要なことという認識をいたしております。

そういった中で、やむなく自殺に及ぶというようなことが、過去も数件でありましたけれどもございました。

日本国内では３万人を超えるというような状況があったというふうには聞いておりますけれども、問題はこの自殺というのが、表面で見て分からない。この人は自殺の兆候があるね、なんていうことはなかなか分かりづらいわけでして、機微なものでありますから、その心の中、体の中までは見通すことができないということでございます。

ですから、我々が対応していく中で重要なことというのは、相談の窓口、あるいは相談しやすい体制、悩み事含めてでありますが、体制をどうつくっていくかということじゃないかと思いますし、また相談があった場合に、何か変だなというふうに思えたときに、今、行政、あるいは商工会、あるいは農協さん、社会福祉協議会などありますが、そういったところで情報を共有をし、こういう手だてをすれば、しっかりと元気を取り戻して、人間らしい生き方ができるんではないかというようなこの情報交換をしていくということが極めて重要ではないかと思っております。

ですから、我々としては、東川町の中にも、平成30年度、31年３月に自殺対策計画を北海道の計画に準じてつくっておりますけれども、具体的なことでこうこうこうしてこうすればなくなりますよなんていうことは掲げておりませんで、やはり相談支援の充実、あるいは住民の皆さんが格差なく暮らせるような、この暮らしの在り方をどう実現していくかというところが非常に重要なことではないかと考えております。

議長（高橋昭典君）

安原議員。

８番（安原芳博君）

今、町長から、お話をいただきました。私もこの問題については、ちょっと重たい、以前もちょっと一般質問に出させていこうかなというふ

うに考えたこともありましたけれども、先ほども言いましたように、９月自殺予防週間と、そういうこともありますし、また、この機会にネット上もちょっと見させていただいた中で、やはり事細かに取り組み、そして、そのまちの５年間にわたる自殺者数、そして、職業別ですとか、警察庁は事細かに、今、厚生省管轄ですから、資料を送った中で、厚生省を通して、各市町村にまで事細かな情報が行き渡っていると、その情報もきっちり載せておられると、そういうところを見た中で、また、私自身も、基本法をちょっと煩雑でありますが見た中で、国民の責務という欄がありました。これは回覧してあるとおり、自殺対策への理解と関心を深めると。そういうようなことから、厚労省が総合自殺対策大綱というものをつくられ、都道府県でもそれがつくられ、各市町村、都道府県、国とも連携の下に、これは、この問題を広く国民、または地域住民も知っていただいた上で、じゃあどういった対策を、計画を地域なりにしていくかと、そういうふうなことでありまして、その厚労省の総合大綱の集まり、委員会の集まりの中で、ネットをいじっていたら間違ってそこが出てきたんですが、これは、将来的に国民ということは、東川でいえば住民、これは自殺に対する研修等設け、ゲートキーパーにまでなってもらったらどうだという意見まで出ていると。こういうことでありましたんで、東川町も５年間の実態、または数値目標等が出ておりますので、この機会に発表をしていただきたいなという思いで質問に立っております。

町長の御見解をお聞きしたいと思います。

議長（高橋昭典君）　町長。

町長（松岡市郎君）　先ほど、過去５年間の状況についてというお話がございましたけれども、これ佐々木課長のほうから答弁をさせたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、住民の皆さん方の大切な福祉増進ということでありますので、まず一つは、高齢者については、孤立をさせないような対策、あるいは生活困窮という方にあっては、そういう困窮にならない最低限の支援、あるいは勤務、経営の中でストレスがたまるとか、あるいは負債を抱えるとか、こういうことがあるとすれば、そういう相談体制の充実、あるいは学校ではいじめ対策の対応策などを総合的に講じながら、情報の収集、これも基本的には本人あるいは家族の方から申し出がないと分かりませんので、申し出しやすい環境をしっかりつくっていくということになるのではないかと思いますし、町内的には、先ほどお話を申し上げましたけれども、農協さん、あるいは商工会さん、経済団体、あるいは社会福祉協議会、民生委員さん、そういった様々な方々との個別情報をしっかり共有しながら、個別対策を講じることができるようにしていかなければいけないのかなというふうに思います。

発生件数等については課長から報告を申し上げます。

議長（高橋昭典君）　佐々木保健福祉課長。

保健福祉課長（佐々　ただいま御質問ありました５年間の状況でございますけども、東川町の自殺対策計画、これは平成31年３月に策定しまして、この計画には、

木英樹君）

平成28年までの状況が載っておりますけども、平成29年、平成30年に限っては、ゼロ人ということでございますが、令和元年が１名、令和２年１名、令和３年２人の自殺者というような状況になっております。

引き続き、保健福祉課としましては、行政による取り組みのほか、直接的・間接的な取り組みを通じて対策を図っていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

議長（高橋昭典君）

安原議員。

８番（安原芳博君）

ありがとうございます。

具体的に元年から３年までのお話が保健課長からございました。

ここで、それ以上とやかく言うつもりはありませんが、これ町長、５年間の集計、これは警察庁が事細かに各市町村の自殺者を厚生労働省に関して、もう本当に何項目にもわたるあれを東川町にも来ていると思うんですね。それは、５年間出来上がった資料でも結構ですから、議員全員に配付をお願いしたい。まずちょっとその辺、町長、いかがですかね。

議長（高橋昭典君）

町長。

町長（松岡市郎君）

今御提示のありました資料が実際に来ているかどうか、来ているとすれば共有させていただくということについては問題ないと私は捉えております。

議長（高橋昭典君）

安原議員。

８番（安原芳博君）

それは、間違いなく来ているはずです。

それでは、今日はそのぐらいにさせていただいて、次に、教育委員会の自殺対策、方針とか、学校での学生さんに対する在り方等をちょっと御説明をいただきたいと思います。

議長（高橋昭典君）

杉山教育長。

教育長（杉山昌次君）

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

教育委員会としましては、各小中学校と連携し、それぞれしっかり取り組んでいただくことと同時に各学校児童生徒の変化を見逃さないように、生徒指導部を中心としてしっかり取り組んでいただくようにしております。

また、児童生徒本人だけではなくて、保護者とも面会して、相談体制をしっかり組んでまいりたいと思っております。

町長のほうからも話がございましたけども、相談しやすい体制というのが一番大事ではないかと思っております。まず、担任の先生、それから、保健の先生、養護の先生ですね。それから、学年団の代表の方とか、あるいは部活の先生、よく知っている先生、またスクールカウンセラーも置いておりますし、中学校にはスクールソーシャルワーカーも置いて、

配置されていない学校にも巡回指導しておりますので、そういった中で、相談体制をしっかりやっていきたいと思っております。
　また中学校については、思春期を迎えて複雑な心境が出てくる年齢でございますので、学校ではいじめだとかの防止の基本方針等を制定しまして、それぞれ取り組んでいるところでございます。

議長（高橋昭典君）　安原議員。

８番（安原芳博君）　スクールカウンセラーとか、ソーシャルワーカーさん、そして、保健師さん等々と協力関係を持って、子どもの教育に当たっておられるということであります。頻繁に大綱等の中から出ているのは、このＳＯＳの出し方、その辺ちょっと御説明いただけますか。

議長（高橋昭典君）　杉山教育長。

教育長（杉山昌次君）　子どものＳＯＳの出し方ということですけれども、何か困ったことがあったら言ってくださいねということで、担任なり、養護の先生なりが聞き取っておりますけれども、やはり問題となるのは、それを言い出せない子どもがいるということだと思います。ですから、日常生活の中で、登下校中、あるいは学校生活の中で変化がないだろうかと。これを先生方がしっかり見とるということが大切ではないかと思います。
　ある程度自分から困った、行き詰った、どうしたらいいか分からないというような心情が出たときに、相談できるものというのが公にも幾つかございまして、例えば、北海道環境生活部による子ども・若者ための相談窓口ということで、これ連絡先が書いたものを年１回配付をいたしております。また、北海道札幌市道教委などが委託している18歳までの子どもが書けるチャイルドラインという電話相談がありまして、これは名刺大のカードがありまして、それを学校に置いて児童が持っていけるようにしていると。それと、広域補導連絡協議会というのがございまして、これも名刺大のカードで電話相談ができる体制にしております。
　また、最近では、小学１年生から中学３年生まで１人１台端末が配付されました。それを生かした取り組みということで、北海道教育委員会のほうで児童生徒相談窓口というものを設けまして、誰に知られることもなく、自分がメールのような形で相談者のほうに相談できる体制にしておりまして、相談が実際に道教委のほうに行きますと、こんな相談がありましたよということで、我々教育委員会のほうに伝えていただくことになっています。それに基づいて、学校の指導体制、それから教育委員会と場合によったら相談しながら、また、あるいは大きな問題になりそうな場合については、町保健福祉課ですとか、関係機関と連携して対応するようにしております。
　以上です。

議長（高橋昭典君）　安原議員。

８番（安原　ありがとうございます。ちょっと町長に申し上げたいんですが、私も

芳博君）　問題が問題で、少し遠慮気味にしゃべっておりますが、ちょっと町長消極的過ぎませんか。これは全てネットで公開している町もあれば村もあるんです。そして、住民の責務と書いてありますんで、住民とともに、トータルの数字をいかに下げていこうかと、こういうところまで来ているんでありますので、５年間の計画があったらというのは、町長、ちょっとこれ不本意な発言だと、私、思いますよ。

議長（高橋昭典君）　町長。

町長（松岡市郎君）　安原議員さんのお怒りがどこに、主張の大きなところがどこにあるのかよく分かりませんけれども、ネットでもって自殺者の数を積極的に公開してほしいということをおっしゃっておられるのか、そうではなくて、自殺者が起こらないような環境をどうつくっていくのか、そこにどういう力を注いでいるのか、そこはもっと注ぎなさいと、こういうことに言っておられるかちょっと分かりませんけども、私どもは先ほどお話を申し上げたように、住民の皆さんの福祉増進ということにあるわけですので、様々な課題を抱えている住民の皆さん方の相談窓口をしっかりするというようなこと、あるいは先ほど自殺者３名の話が出ましたけれども、50歳、60歳代が２人、60歳１人、80歳代が１人でございましたけれども、その具体的な原因究明までは私どもは掌握をいたしておりません。ですが、様々な要因で、自殺に至る要因というのは、孤立をして生きる自信を失ったというような方もいらっしゃるでしょうし、貧富の格差があって生活がままならないということで、悲観をしてお亡くなりになられるという方もいらっしゃるでしょうし、様々な格差みたいなものが、その自殺に及んでいる可能性というのが非常に高いのではないか。
　ですから、私どもとしては、そういう格差がないような社会づくりにどうしていくかということだと思うんです。
　ですから、数が多い少ないではなくて、ゼロに越したことはありません。ですからゼロを目指して、どういう福祉増進対策を講じていくかということが、重要なことだと認識をいたしております。

議長（高橋昭典君）　安原議員。

８番（安原芳博君）　今のお話はそのとおりだと私も思います。その自殺対策においても、役場のそれぞれの課の日常業務においても、これは自殺対策に、自殺という言葉を使えばですよ、対策に直結しているわけであります。
　また東川町は、共生、共和、共栄のまちづくり、そして、この間、新聞にも出ておりましたけれども、産前産後のケア、これは道新で大きく載っておりました。
　こういうことにおいても、やはり孤立、孤独を防ぐ、この対策に私はなっているんだと、そういうふうに思います。
　ですから、そういう意味も含めて、これは町長がおっしゃったように、それはネットで配信すれと私は言っているのではありません。
　議員が一般質問という形を取って発言をしているわけです。そういう中では、オープンにやはり町長、御発言をいただきたいという思いがあったから、怒っているわけじゃないんです。そういう発言をしたという

ことでございます。
　じゃあ次に行ってよろしいでしょうか。

議長（高橋昭典君）　安原議員。

８番（安原芳博君）　最後になりますけれども、忠別ダムの東川町における利活用について。
　８月16日の新聞報道で、これもちょっと大きめに出ておりまして、タイトルといいますか表題が、新聞報道のタイトルが、全国の11水道事業者、これは水道事業者、自治体だと思いますけれども、ダムの取水を一つもしていないと。この原因は、人口減少や節水が進み、需要予測が外れたんだというような表題だったもんですから、この東川の住民に勘違いをされたら困るからと、そういう思いで質問をさせていただこうということで、今回、特定ダムである忠別ダムの東川町の利活用について御説明くださいという質問にしてありますので、御説明のほどをお願いいたします。

議長（高橋昭典君）　町長。

町長（松岡市郎君）　御案内のとおり、忠別ダムにつきましては平成18年に完成をいたしまして、その後運営をいたしておりますけれども、本町の場合は、当初水道も利用するというようなことから、その水利権というのは確保しているわけですけれども、住民の皆さん方のアンケート調査等を取ったときに、つなぐ人たちは非常に少ないということから、凍結をしたような状態になって今日に至っているということでございます。そこは御理解をいただきたいと思いますし、利活用についてでございますが、様々な方々が今利用いたしております。忠別湖を利用いたしまして、カヌーをやったり、あるいはその他トライアスロンのようなものに使ったりとか、今日まで様々な利用形態がございます。
　特に、あの地域というのは、忠別ダムの貯水があります。水をためている。そして、その脇には噴水が上がっております。さらにその上には湧水があるということでありますから、湧水、噴水、貯水ということで、三つの水が重なっておりますので、この３水を生かした地域活性化、東川町の活力向上というものを進めていく必要があるのではないかと思います。
　ですから、湧水のところにも大変多くの皆さんが毎日来て水を汲んで、健康増進等に役立てていただいている。その帰りは、街中に寄って何か消費をしていくという方もいらっしゃるでしょうし、あるいは、場合によっては温泉地に行って入浴をして帰ってくるという方もいらっしゃるかもしれません。
　それから、貯水の関係、ダムの利用では、いろいろなイベントが行われておりますので、そのイベントに参加をし、それも有料で参加をしているということでありますから、有料で参加をし、さらに天人峡、旭岳のほうに行くとか、そういうことも考えられるし、街中に滞在するというのが考えられる。
　それから、噴水のほうについては、虹が見える時間帯に写真を撮りにこられる方もいらっしゃる。

そういう方々、様々な方々があの地域に集まってこられておりますが、そのことが地域の活性化に大きく貢献するということではないかと思います。
それぞれを活用した様々な体験のようなものを、関係する皆さんがしっかりこの計画を立てていただいて、サービスを提供していくということが、町の活力に大きく貢献するんだと思います。
ですから、我々もそういう利用者に対して、行政としてお手伝いが必要なところは積極的に支援をしてまいりたいと考えているところです。
お答えになったかどうか分かりませんけども、いずれにしましても、様々な団体、個人が利活用に努めておられまして、６月から10月期ぐらいまでこの利用しているという状況になっております。

議長（高橋昭典君）　安原議員。

８番（安原芳博君）　十分理解できました。これで、一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（高橋昭典君）　以上で安原議員の一般質問を終わります。
引き続き、９番、正満正義議員。正満議員は、一般質問は一問一答方式であり、45分の制限時間でありますので、これから質問を開始しても、昼食休憩が入りますので、あとの残余の部分については、午後１時からの質疑にそのまま引き継がれます。

９番（正満正義君）　９番の正満でございます。一般質問ということで、私は、農業資材の高騰による町独自の支援についてです。
東川町は米と観光の町と、私、若いときからそういうふうに承知しております。また、東川町の産業としては、１次産業が中心として町をつくっているという、こういう気持ちでおります。
今年に入りまして、ロシアのウクライナ侵攻が長期化していることで、ロシアへの経済政策、また、中国と日本との関係が懸念されています。
こうした中で、ロシア、中国からの原料の輸入が停止され、農業資材全般の高騰が、今年６月頃から始まりました。特に肥料の値上げについては78％、農業者にとって大変大きな痛手でございます。そのほか、ハウスパイプ、ハウスのビニール、農薬等、生産資材全般にわたりまして、10％から20％の値上げがされております。
農業経営者は、従来に増して、今現在、建設中のカントリーエレベーターを利用しながらも、経費の削減に努めていかなければならない厳しい状況に置かれております。
以上のことから、町長に伺いたいと思います。
まず最初に、町としてどのような支援策があるのかないのか、それだけお答えください。

議長（高橋昭典君）　町長。

町長（松岡市郎君）　現在のところ具体的な支援策についてはまだ検討いたしておりません。来年の資材にも影響するということでありますし、なぜ検討してい

ないかといいますと、この農業だけの問題ではないんですね、資材が上がるというのは。例えば、商工業の製造される方も燃料費が上がる、電気代が上がる、原料が上がるというようなことで、同じような状況が続いております。

ただ、農業者と商工業者の違いは、価格に転嫁できるかどうかというところではないかと思うんです。農業者の場合は、なかなかそれを価格に転嫁できないというところがございます。国外から入ってくるものはどんどん高騰しておりますけれども、国内の商品というのは、下落するような傾向にあるということでありますので、そういうところを総合的に判断をしながら、どういうことをやるのがいいのか、これ検討していかなきゃいけないと思っております。

議長(高橋昭典君)　正満議員。

９番(正満正義君)　今町長がおっしゃったように、第１次産業については、価格の設定ということはなかなか難しいということで、値が上がれば、値が上がった、値が下がれば値が下がったという、言うがままなことになっておろうかと思います。

そこで、先ほど農業資材が高騰したということで、どのぐらい高騰しているのかということで、肥料については、78％、平均で。農薬については、10％から15％、生産資材については、15％から20％ということで、今年10アール当たりの生産資材、また農薬・肥料、どのぐらい経費をかけているかということで、10アール当たり３万614円、そして、令和５年になりますと３万7,159円。これ農協の試算で、後から町にも来るかと思いますけど、こういう数字が出ております。差額については、6,545円、今年と来年では。かなり大きな差が出てきております。

昨年については、米価の下落、今年については、農業資材の高騰と、もう農家にとっては大変な時期を迎えたんじゃないかと思います。

そこで、ぜひとも東川の町として、行政として、何とか、てこ入れをしていただけないだろうかということで、再度、町長にお願いしたいと思いますけど、どうですか。

議長(高橋昭典君)　町長。

町長(松岡市郎君)　今のお話、まさにそのとおりだと思います。ですから、我々がどういうことに対して支援をするのがいいのか。先ほど産業連携という話が出おりましたけれども、例えば、東川産の生産者の皆さん方が生産されるお米を東川町内のレストランとか、あるいは宿泊施設等で積極的に導入していただいて、東川のお米はおいしいということを関係者が口をそろえて評価をしていただく。その食べた方々も、ああなるほどといって東川の米を買っていただく。そうすると、生産量を上回るような需要が起きるかもしれません。そういうときには、価格の高騰と価格の上昇ということもあり得るわけでありますので、まずはそこの辺の連携をどう取ることができるのかということが、一つ大きな検討材料になっているんだろうと思います。

東川の飲食業界の方が、どれだけ東川産のお米を使っているかという

ことについては、しっかりと把握はいたしておりませんけども、これからしっかり把握をしながら、そういう関係を築ければと思います。
それから、もう一つは、この資材というのは一旦上がるとなかなか下がらないということが強いんだと思います。特に肥料なんていうのはリンというものがあって、リンの資材というのは中国から輸入されているというような話を聞いておりますので、リンというのは、肥料の三要素の中の一つの大きなものでありまして、これがないとなかなか生産がおぼつかないということにもなっていくんではないかと思います。
こういう中で、我々としてどういう支援ができるかというときに、一つは、先ほどお話し申し上げましたけれども、自分で価格はつけられませんけれども、つけずらいというところはありますけれども、ほかにないプレミアムなこのお米というものを生産されておりますので、そういったところをしっかりと消費者の皆さん方に理解をしていただく。東川の生産の10か条をみたいものがあるわけですから、これをしっかり利用していただいてプレミアムなお米を高価格でもって取得をしていただくようなＰＲに対しての支援がどうなのかということも一つ考えられるわけでありますし、さらには、生産コスト、先ほど正満議員もおっしゃいましたけれども、カントリーエレベーター、精米施設、精米施設というのは、まさに外へ外注していたものを自分でやるということでありますから、そういったところに農家の皆さん方の所得向上につながるようなものが含まれていると、それを自ら取り戻すという意味では非常に意義のあることではないかと思いますし、さらにはレトルトじゃないですが、米食の加工のようなものを農協さんとしては考えておられるということでありますから、そういったものに対する支援。
それから、カントリーエレベーターについては、農家の皆さん方が負担が伴わないように、農協さんと協議をしながら進めておりまして、ふるさと納税でもって、自己負担分を調達しようということで、農協さんのほうとしては、令和５年産のお米から800トンをふるさと納税の返礼品のようなものでお返しをしていただくというようなことでありまして、大体100トンで１億円ですから、800トンというと８億円が入ってくる。そのうちの一般財源に振り向き分というのが４割ぐらい。ですから、３億ぐらいは振り向けることができるわけですので、そういったものをカントリーエレベーター、精米施設、あるいは加工の米飯、そういうところに充当できるような体制で付加価値をどうつけていくか。原料を売るという方法、そしてまた付加価値をつけるということ、そして、プレミアムな商品をどうつくり上げていくかというようなところに対して、我々が支援できるとこがあるとすれば支援をしていきたいと思っておりまして、直接の資材については、高騰分については、国が高騰分の７割ぐらい補填をするということでありますので、これをやりますと切りがなくなってくるということもございますから、今お話しを申し上げたようなところで、少しでも未来が見えるというようなところに支援をさせていただければと考えております。

議長（高橋昭典君）　正満議員。

９番（正満正義君）　今、町長がおっしゃったとおり、肥料の原材料、リン酸系のほうが非常に高騰しているということで、中国のほうからは入らないということ

で、来年１年が高騰しておるわけでなく、今度ずっとそれが継続するんではないかと。今、東南アジアの方からも入ってきていますけど、今後よっぽどでない限り、中国からの輸入は考えられないのかなと思います。
　そういった意味で、ある施設を利用して、いかにコストを下げるか、また、いかに品質のいい物を作るかということが、今後の農家、米また、野菜等について問われる時代が来たんじゃないかと思います。
　そういった中で、東川の農業経営者、今120戸ぐらいです。稲のほうは、今、大型水田やっていますので、大体2,000ヘクタールちょいぐらいであります。そしてまた、畑作については、ちょっと実質は分かりませんが大体300ヘクタールということで、2,300から500ぐらいの面積を120戸の農家が経営しているということでございます。
　そういった中で、今、東川は非常に後継者が多く戻ってきているというか、後継者、農家を継いでおられる方が多いです。毎年、農業委員会にもお尋ねするんですよ。土地の異動はどうなんですかというと、非常に需要が多くて供給が追いつかないという部分で、東川の町というのはすごい町だなと、私、農家しながらでも思っております。
　こういった中で、こういう物価の高騰、また非常に厳しい経営の中で、後継者が今後夢を持って農業を経営できる環境をつくっていかなければならない。これは、私たち、町の責務だと思っています。そのように町長、今後の後継者について、何かはなむけみたいな言葉ありましたらよろしくお願いします。

議長（高橋昭典君）　町長。

町長（松岡市郎君）　とにかく私ども町は、今、正満議員がおっしゃったように、農協さんを中心に生産者の皆さんが、野菜にしてもお米にしても最高のものを作ろう、そして、日本一高く売れる商品を作ろう、評価してもらえる商品を作ろうということで、御尽力をされているわけです。ですから、こういったその取り組みというのは必ず評価される。その評価されたものがやはり価格のようなものに跳ね返ってくるということだと私は思います。
　ですから、そういう中での御尽力に敬意を表したいと思いますし、我々も先ほどお話し申し上げましたけれども、農協さんが800トン用意してくれる。この800トン用意してくれる中で、しっかりと東川の農業のすばらしさ、農村のすばらしさ、こういったものをＰＲできるようにしていただいて、東川の農業、そして、東川の町全体を評価してもらえるような形で進めていきたいと思います。
　800トンというと、僅かな数字でしょうけども、農協さんの取扱高が１万2,000トンぐらいでございますから、それからいきますと大体７％近くになるんではないかというふうに今思います。僅か７％であっても、今のような効果というものを期待しながら、若者の皆さんとともに、この農村、農業を守っていく、発展させていく方向で進めたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

議長（高橋昭典君）　正満議員。

９番（正満正義君）	ありがとうございます。今後、若い人たち、後継者にいたしましては、農家の人手不足という部分で、今後スマート農業という方向に向いていくんじゃないか。無人化だとか、後はリモコン、ラジコンという部分もあるんじゃないかと思います。そういう部分で、またいろいろ行政にお願い、相談することが多々あろうかと思いますけど、その辺はよろしくお願いしたいと思います。 12時過ぎましたら、次の１時と言いましたので、それ嫌ですから、これで終わらさせていただきます。 どうもありがとうございました。
議長（高橋昭典君）	以上で、正満議員の一般質問を終わります。 これより昼食休憩に入ります。 議事再開は13時。（休憩宣言　11時56分） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。（再開宣言　13時00分） 引き続き、一般質問を行います。10番、鈴木哉美議員。 鈴木議員は、一般質問は一問一答方式を選択しております。 場内時計で制限時間13時45分までといたします。
10番（鈴木哉美君）	それでは、私のほうからは大きく２項目ですが、まず１項目ですね。 「学校図書館」について伺います。教育長のほうに伺います。 まず、最初に学校図書館について、質問する上で共通理解を図るために基本的な確認をさせていただきます。 市町村の図書館というと、ほとんどは教育委員会下の市町村立図書館のことを公立図書館と一般的に呼びます。本町には、町立図書館というものはありません。代わりに、せんとぴゅあですね。 公立図書館は、社会教育法の精神に基づく図書館法によるものです。一般的にですね。当町の場合は、首長部局の文化交流課が所轄する「複合交流施設せんとぴあⅡほんの森」という図書館機能が、図書館法に基づく図書館ではないんですが、類似施設として公共図書館の役割を果たしております。 公共図書館のほかに学校図書館というものがあります。学校図書館は、学校教育法と学校図書館法に基づいており、学校教育法では読書を義務教育の目標の一つに挙げています。 公共図書館と学校図書館の大きな違いは何でしょうかということをぜひ知っていただきたいんですが、専門的には幾つもございますが、まず挙げられるのは、公共図書館は利用者のニーズに応えて利用者と資料をつなぐ、つまりどちらかというと受け身な立場であるのに対して、学校図書館は生徒・児童に対し、意図的・計画的な読書の指導を行い、健全な教養を育成する、つまり積極的な立場を求められていることにあります。 本を読むという意味では、公共図書館でも学校図書館でも同じでしょうと思う方が多いと思いますが、公共図書館は、利用者の教養や調査研究やレクリエーションに資すること。簡単に言えば「趣味の読書」といえます。これはかなりざっくり言った表現ですけれども。 対して、学校図書館の読書は、もちろん趣味の読書も含まれますが、何よりも大事なことは、大人になって趣味や仕事の読書が正しくできる

ようになるための国語力を身につける学習であるという点です。
これが大きな違いでありまして、一般の皆さんがあまり理解されていない点でもあります。
学校図書館には、読書センター、学習センター、情報センターとしての機能があり、学校教育に欠かせない教育設備です。
そして、学校図書館の館長は学校長です。学校長が経営方針に学校図書館の活用を位置づけることが大事です。
その方針を受けて学校図書館経営計画を立案するのは、司書教諭の仕事です。そこからさらに具体的な運営計画を作成し、それを実行するのが学校司書です。
当町では、東川小学校、東川第一小学校、第二・第三小学校、東川中学校にそれぞれ学校司書を配置していただいております。それは大変評価できることなのですが、学校司書が活躍するための計画づくりをするのは、実はそのもっと上の段階です。実は司書教諭の仕事であり、その計画づくりの指針をつくるのは学校長、学校図書館の館長である学校長の仕事ということです。
以上のことは、司書資格を持つ者であれば必ず学んでいる基本です。
このことに関しましては、私、以前、令和元年の第３回定例会でも私が一般質問いたしました「読書活動推進計画」、こちらが令和２年３月に策定されまして、その中にも盛り込まれております。
これらを踏まえて、以下について伺ってまいります。
まず、１点目、町内小中学校の学校経営方針、教育計画、学校評価における学校図書館活用の位置づけということで、これは先ほども申し上げましたが、学校図書館が積極的に活用されるには、まずは学校長が経営方針に学校図書館の活用を位置づけることが大切だからです。
その次に、その方針に沿った教育計画、教育計画はプランです。プランができたからには、Ｄｏ・実行し、Ｃ・評価もする必要があります。つまり、学校評価の項目にも必要だということになりますので、以上についてお伺いいたします。

議長（高橋昭典君）　杉山教育長。

教育長（杉山昌次君）　学校図書館の御質問にお答えさせていただきます。
各小学校における学校図書館利活用の位置づけについては、それぞれの学校が学校経営方針に基づいて定めております。
重点的な取り組みとして明記している学校もありますけれども、基本的にはそうでない学校も全て教育計画の校務分掌、教務部図書係、文化係等の中で活用について位置づけられております。
各係の業務内容については、学校内での評価も行われていると認識しております。
以上です。

議長（高橋昭典君）　鈴木議員。

10番（鈴木哉美君）　まずは学校経営方針・計画、それから評価も内部では評価されているということでしたが、昨今、コミュニティ・スクールというものが各学

校につくられていまして実施されているわけですが、そのコミュニティ・スクールの中でも恐らくグランドデザインの発表をされたり、明示されたりというような形があり、さらには最後に外部評価というところもあると思うんですが、そちらのほうには各学校とも表明され、また評価のほうに何かしら項目に入っているというところはございますでしょうか。

議長（高橋昭典君）　教育長。

教育長（杉山昌次君）　外部評価については、保護者等のアンケートで実施しておりまして、ただ内容的には子どもの読書に関する質問項目でありまして、学校図書館自体の在り方だとか運営についての評価についてはありませんので、今後、必要に応じて外部評価も考えていきたいというふうに考えております。

また、学校運営協議会の中での取り上げ方なんですけれども、それぞれの学校が学校経営方針・学校経営計画を提示させていただいて、委員の皆さんに分かっていただき、地域に理解をいただいているところでございます。

その中に、学校長が示す中に学校図書館の計画を示している場合もありますけれども、必ずしも全ての学校が示しているわけではありませんので、外部評価と含めて今後対応していきたいと思います。

議長（高橋昭典君）　鈴木議員。

10番（鈴木哉美君）　今回、私、質問させていただくに当たりまして、各学校のグランドデザインとか、そういうものがどういうふうになっているのかというのをちょっと調べてみました。

ホームページに出ているところ、たまたまぱっと見つかったのは東小と一小が見つかったわけですけれども、この辺も共通してどこかでまとめて公表されるものだったりしないかなと、教育委員会さんのまずホームページを探したりという形で見ていたんですが、各校とも同じように発表されてはいかがかなと思いました。いかがでしょうか。

議長（高橋昭典君）　教育長。

教育長（杉山昌次君）　ただいまのそれぞれの学校で学校図書館の運営計画・利活用計画等を公表していってはどうかということでございますけれども、今まであまりそういう声はございませんでしたけれども、２校についてはお示しさせていただいているところですが、今後、必要に応じてホームページ等で開示していければというふうに思っております。

ただ、小規模校が３校ございますので、なかなか足並みが一律でそろうということは厳しいかもしれません。また、小規模校については、学校司書が毎日勤務ではないということ、それから司書教諭が配置されていないということもあって、なかなかしっかり時間を取ってやっていくということは難しいと考えております。

ただ、働き方改革もありますけれども、できるだけの努力はしていきたいと考えております。
以上です。

議長（高橋昭典君）　鈴木議員。

10番（鈴木哉美君）　それでは、２番目にその辺も関わってきますので、（２）のほうを伺います。
町内小中学校の学校図書館経営計画や運営計画、各教科での図書館活用計画など、先ほど伺った、さらにまたその下部といいますか、具体的な計画ですね、それらの策定状況、ざっくりで結構なんですが、策定しています、していませんぐらいのレベルになるかと思いますが、それから、それらを策定する大きなカギを握るのが司書教諭ということになります。
今、教育長のお話にもありましたとおり、小規模校11学級以下というのは現在は司書教諭を置かなければいけないというふうにはなっておりません。義務化になっておりませんので、小規模校には司書教諭がいなくてもおかしくないわけですが、ただこちらについては私、令和元年９月の第３回定例会の一般質問でも読書活動推進計画のときにも質問して申し上げたんですが、学校図書館は学校司書に任せておけばよいと割と思われてしまいがちなんですが、そういうわけではないということは今、私の説明で皆さんお分かりいただけたと思います。
学校図書館の活用を学校のカリキュラムに結びつけることができるというのは、やはり教員である司書教諭なんですね。ですので、学校司書は、その学校図書館にある資料、情報の性質を知っていて利用方法を知っている専門家ではあるんですけれども、こういう資料がありますよという提案はできても、それを実際に授業に活用することを計画したり、ほかの教員の方々に助言したり調整したり、実践できるというのは、やはり教員である司書教諭または司書教諭に代わる立場の方になるんですね。ですので、そういう意味でも、その策定の状況、それから司書教諭の状況について、お伺いいたします。

議長（高橋昭典君）　教育長。

教育長（杉山昌次君）　ただいまの関係ですけれども、それぞれの計画ということでありますけれども、東川小学校と東川中学校には学校図書館運営計画を策定してございます。ほかの学校については、教育計画における校務分掌の各部各係が運営計画に基づいて推進されております。年次計画を基に発達段階や興味・関心に応じた図書の選定、図書管理等を行っているところです。
また、司書教諭についてなんですけれども、先ほどお答えして議員がお話しいただいたとおりでございます。司書教諭に代わる業務を誰が担うかといいますと、やはり図書係、文化係の先生ということになります。
小規模校については、教員数が限られていることから、できる範囲ということでの活動になっております。
このようなことから、全町的にはぜひ学校図書館を授業に利活用する

ということがとても大切であるというふうに感じておりまして、過去に学校図書館利活用研修会というものを継続して実施しておりました。
しかし、その後、せんとぴゅあの開館準備ですとか、その後も開催しようと思ったところ、コロナ禍によってなかなか開催できていないということで、この研修会は学校司書だけではなく、司書教諭、それから全教職員を集めて開催していたものですから、昨今は遠隔での研修というのも可能性がございますので、実施に向けて検討していきたいと考えております。
以上です。

議長(高橋昭典君)　鈴木議員。

10番(鈴木哉美君)　以前はそういうすばらしい研修会があったということで、ぜひそういうものがまた再開されるといいなというふうに今、伺って思いました。
司書教諭は今現在、先生方の現場では実際に司書教諭を持っていても、それを言ってしまうと業務が増えてしまうのが嫌だということで、司書教諭を持っていることを隠してしまう方もおられるというようなことがあったりするんですね。それであれば例えば、学校司書さんの中にも司書教諭に匹敵するような経歴をお持ちの方ですとかという方もいらしたりはすることがあります。
それからまたは、現在、司書教諭を持っていない方でも、今はそれこそ本当にネットで全て司書教諭の大学の通信の授業というのを受けて取得することができますので、教員免許を持っていればですね。ですので、取得してもらう意欲のある方には、取得をしてもらうのも一つではないかなというふうに思っております。
それで、３番目なんですが、（３）として、学校図書館の図書標準というのがございます。これと比較した蔵書数、これは最低限の学校図書館としての機能を兼ね備えるための目安となる冊数、蔵書数ということなんですが、この蔵書数と、それからあと新聞ですね。新聞の複数紙配備について、どのような状況か伺います。

議長(高橋昭典君)　教育長。

教育長(杉山昌次君)　ただいまの質問、調査をした担当課長がおりますので、学校教育課長から回答させていただきます。

議長(高橋昭典君)　大角学校教育課長。

学校教育課長(大角猛君)　私のほうからは御質問のありました、小中学校の学校図書館、図書標準と比較した蔵書数と新聞の配備状況について、お答えをいたします。
蔵書数については、令和４年５月現在の数字ですけれども、東川小学校が9,039冊、図書標準が１万960冊となっておりますので、1,921冊の不足ということになっております。
第一小学校については、5,418冊、図書標準が5,080冊となり、338冊のプラスです。

第二小学校については、5,943冊、図書標準が5,080冊となり、863冊のプラスでございます。
第三小学校については、5,200冊、図書標準が4,560冊となりますので、640冊のプラスということになります。
東川中学校については、１万1,594冊、図書標準が１万160冊となりますので、1,434冊のプラスということでございます。
図書標準における蔵書数については、学級数に応じて定められておりますが、普通学級に加え、特別支援学級の数も含まれるため、東川小学校においては、人数の少ない特別支援学級の９学級が含まれているということになりますので、蔵書数も大きくなることがマイナスの要因ということになっております。
次に、新聞の配備状況ですけれども、小学校が朝日小学生新聞、それから北海道小学生新聞の２紙、中学校が朝日中高生新聞、それから毎日新聞、北海道新聞の３紙となっております。
いずれも、文部科学省が策定する第６次「学校図書館図書整備等５か年計画」に基づき、学校図書館図書標準の達成、それから新聞の複数紙配備に努めているところでございます。
私のほうからは以上です。

議長(高橋昭典君)　鈴木議員。

10番(鈴木哉美君)　ありがとうございます。
東川小学校は確かにちょっと心配をしておりまして、これおっしゃるとおり、特別支援学級は人数が少なくても学級数が増えてしまうと、その分カウントするその基準となる学級数が増えてしまうので、そうすると蔵書数も多くなきゃいけなくなってしまうという仕組みがありますので、そういう意味ではやむを得ないかなという部分はありますけれども。
ちょっと現場からの声では、例えば夏休みなどにあるような読書感想文の課題図書です。ああいうものの購入、配備です。ぜひ学校図書館であれば、やはり感想文の宿題があるなしにかかわらず、課題図書というものをそろえていただきたいなと思うわけですが、その辺と東川小学校のみ、ほかの第一・第二・第三小学校は配備というか、購入されていたけれども、東川小学校が購入されていなかったような話も聞きました。そういうあたりは、ぜひとも冊数だけではなくて中身、これを充実していただきたいなという。なかなか学校図書館というものを御存じない方が多いので、じゃあ、読み物があればいいのかというと、実はそうではないわけですね。調べるもの、調べ物ですね。今、ＧＩＧＡスクールで１人１台端末とはいえ、基本は本を使って調べる力です。
皆さん、これは大学のレポート等をつい最近書かれた若い方は経験があるかもしれませんが、大学のレポートとか論文ですね。ネットで調べたもの、だんだんそれもよしとされてはきていますが、例えばウィキペディアの情報を根拠として活用してよいのかどうかということを今、世の中でも議論になっておりますけれども、基本としてはネットのものではなくて、ちゃんと書籍として出版されているものを根拠として引用する、参考文献とするということが常識となっております。
そういうことから考えても、紙のものというのもしっかりそろえて基本的な調べ方というものを学ぶ、学べる内容が必要だということになり

ますので、その辺もぜひこの後の質問にもちょっと出てきますけれども、考えていただきたいと思っております。

新聞配備に関しましては、言いましたとおり、国のほうで出ました第６次「学校図書館図書整備等５か年計画」のほうで交付税措置されておりますので、その交付税措置されているものをしっかり活用していただきたいと思います。

次に、４番目、（４）の質問に参ります。学校図書館担当指導主事というものがまずは置かれているのかどうかということなんですが、そして司書教諭、学校司書の学校図書館関連の研修参加状況、先ほど教育長から以前はこの辺の方々が全てそろって研修を受けるような機会がありましたというお話がありましたが、今現在ですね、ということは、ちょっと開かれていないのかなという感じがあります。

それと連絡会議ですね。これ例えば、学校司書同士、それからまたは、ほんの森の司書との連絡会議・連携会議の開催状況ということをお伺いしたいんですが、この研修ですね。私、この一般質問で何度も実は図書館関係の司書ですとか、学校司書に対しての研修、研修というお話をしてきたおかげで大変環境は整ってまいりました。

また、コロナ禍でオンライン研修が増えたことも相まって、研修が地方にいても受けやすいという形は整ってきたのかなと思います。

しかし、この答弁の中に以前も、なるべく本人の自主性に期待して、どんどん積極的に研修を受けてほしいというお話がありました。

ただ、これ本人の自主性に期待してこの何年間か来た結果、現在、じゃあどうなっているかということなんですけれども、学習意欲のある方はどんどん研修を積んでレベルアップをされていきます。

しかし、忙しいとか興味が、やはりどうしても関心がないとか、忙しいが一番なのかもしれませんけれども、こういう方の場合、受講できない、受講しないという方との格差が結構広がってきているのではないかなというふうに感じております。

ちょっと問題点として感じておりますのは、結局、図書館関係の部署が、ほんの森は文化交流館、そして学校図書館は教育委員会という形、それから社会教育、生涯教育という意味では教育委員会の生涯学習推進課というふうに分かれてしまっていて、しかも教育委員会の目の前には、以前は昔の文化交流館は図書室があったわけですが、今現在、ほんの森って目の前には実際にないわけです。そういうことから、研修に関しての情報もどうも連絡が行き届いていない印象を受けています。

現状、一番実は学習意欲がある図書ボランティアがいろんな情報をつかんで、こんな研修があるんですけれども、皆さん受けませんかということの情報提供をしていたりすることが何度かありました。

これもオンラインのよしあしなんですが、意欲のある方は受けていただけるんですけれども、じゃあ、その情報を共有したい、つまり同じ研修を皆さんで、先ほど教育長もおっしゃっていただいたようなことですが、関連する方々全員が同じ研修を受けるというのが本当は理想だと思うんですね。そうすると共通理解ができて、ほんの森と学校図書館、学校司書さんと連携していただきたいとか、そこにボランティアもこういう形でお手伝いができるとか、教育委員会のほうでは、じゃあこうしましょうとかいうふうに連携が必要なことが非常に多いことがあるわけなんですが、そういうものがなかなか縦割りになってしまって見えづらい。

今回の研修はすごくよかったんだけれども、図書ボランティアにも研

修を受けさせていただけているというのは非常にありがたいことです。ボランティアも非常に研さんを積んでおります。そうしたときに、ほんの森の司書さんはこの内容は知っているんだろうか、学校司書さんたちはこの内容を知っているんだろうか。いや、それよりもっと学校長、つまり学校図書館長である学校長はこの内容を分かっているんだろうか、教育委員会の方たちに一番知ってもらいたい、こういうことがあったりするわけです。

ということで、趣味の受講ではないわけなので、積極的な御本人の自主性はもちろん大事なんですが、ある程度は社会教育として計画的に仕事として研修を受講できる環境を整備はしていただいていると思うんですけれども、情報提供ですとか機会の均等性という意味で、関係者が同じ知識を共有できるようにしていただけないかなというふうに思うわけです。

それには、まずは教育委員会のほうで各学校図書館に何が足りないのかを把握できていないと難しいのかなと思いながら、（４）番の質問なんですが、現在の開催状況、参加状況をお伺いいたします。

議長（高橋昭典君）　教育長。

教育長（杉山昌次君）　いろいろと御示唆をいただき、ありがとうございます。

学校司書、それから司書教諭の研修ということ。やはり今、教育がどんどんどんどん変わってきている。図書館で扱うものも本だけではなくて、いろんなメディアになっていく可能性が高い。特に中学、高校はそういう傾向があると思います。そういった点では、積極的に研修を受けて、それぞれのスキルをアップデートしていく必要があると私どもは捉えております。

ちょっと調べてみましたところ、司書教諭、学校司書向けの研修なんですけれども、道教委等からの通知があったり、道立図書館からの通知があったりして、その都度、各学校を通してお知らせをしております。

また、司書教諭の研修については、平成30年10月にありました研修を受けておりますが、それ以降、コロナでなかなか開催自体が少なくなってしまっているようでございます。ですが、案内が来るたびに各学校にお知らせをしているところです。

それから、学校司書の直近の研修については、昨年の７月に学校図書館実践講座オンラインというものがございまして、３名の司書が参加をさせていただいております。

また、今年の８月、先月ですね。全国学校図書館研究大会がありまして、１名の司書が参加されております。内容がとてもよかったことから、私どもも校長会議で共有を図りまして、校長先生方にもよく知っていただけるようにということで配慮しております。

ただ、議員からお話ありましたとおり、教育委員会は実際に各学校の図書館の運用だとか、それからスキルを調べて足りないところをきちんと指導しているのかということを言えば、できる範囲ではやっているんですけれども、なかなか追いついていないというのが実態かなというふうに思っております。

何が足りないか、各学校ごと把握しながら、今後の研修計画に役立てていきたいと思っておりますし、様々な研修の案内が来た場合には、単

にサイボウズ等で共有を図るだけでなくて、この研修をぜひ司書教諭に参加させてほしい、あるいは図書係、文化係の先生に受けてほしいと、あるいは学校司書に受けてほしいというようなことを添えて促していきたいなというふうに考えております。
以上です。

議長（高橋昭典君）

鈴木議員。

10番（鈴木哉美君）

今の最後のお話ですね。ぜひとも、やはり情報として、こういう研修がありますというだけのお知らせでは、現実問題、学校司書さんが、パート的なお勤めの形の方、実際には会計年度任用職員の立場でありますので、なかなか自分のほうから研修に参加したいので、この日を休みにしたいですとかということが申し出にくい部分があるんじゃないか。結局、休んでしまえば、その分その日の業務が空いてしまうわけですから、そういう心配も逆に学校司書さんもよかれと思って、やはりそこに穴を空けてしまうよりは、いや、現場のことをやらなければという責任感から、なかなか受けづらいというところもあるように聞いていますので、ぜひこれを受講してくださいという形で進めていただけると、それでしたらぜひ受講させていただきたいというふうに言いやすいと思います。
なるべく先ほど本当に一番最初に教育長から伺った、そのいろんな教員の方も受けていただけるような機会がまた再開されればなというふうに思います。と申しますのは、恵庭市ですね。これは恵庭の図書館というのはもう皆さんもよく御存じの道内でもとても優れた先進的な図書の読書のまちですけれども、こちらの図書館整備施策に関するアンケートを拝見すると、やはり恵庭市さんなんかだと、司書教諭ですとか学校司書に年に複数回、研修を行っていると。
これは研修にそれぞれの方が参加されているのか、一遍に開催しているのか分かりませんけれども、年に複数回行っているということになっています。
また、東川町さん、どのような回答されているかというと、不定期に行っているという回答番号にはなっているんですが、やはり先ほど教育長もおっしゃったように、どんどん今、情報がアップデートしている。図書館というと皆さん、紙の本と、書籍というふうに思われると思いますが、実際に司書の科目のときには情報資源という言葉で学ぶんですね。情報資源の一つとして紙の本があるという形で学ぶ時代になってますので、ぜひこういうアップデートする知識を、アップデートをする研修にぜひ参加してくださいという形で、レベルアップを図っていただけたらなと思います。
そして、５番目、（５）番目の質問になりますが、情報センターとしてのＧＩＧＡスクールにおける役割ということで、今、申し上げたとおり、ＧＩＧＡスクール１人１台端末ということで情報、データがですね、アナログではない情報ということになるんですが、どうしても現場としてはパソコンやタブレットのアプリをどう使いこなすかという意味に取られがちなんですが、本来はいかに情報を取捨選択し、編集できるかという、これは国語力が大事なんですね。
最近の研究では、次々にＧＩＧＡスクールに弊害が報告されておりまして、特に低学年であるほど紙の文字情報に触れることが大事だという

研究結果が次々出てきています。決してＧＩＧＡスクール１人１台端末を否定するわけではないんですが、このようなことから学校図書館が持つ情報センターの役割というのは、これは全国学校図書館協議会指導主事研修委員会というところからネットでもダウンロードできるんですが、１人１台端末時代の学校図書館担当指導主事の仕事と知識というものが公開されています。

このように実はＧＩＧＡスクールにも本来、ＧＩＧＡスクールのプロジェクトですとか情報教育のグループなどに司書教諭や学校司書が本当は参加すべきである。学校図書館をＧＩＧＡスクールの中でも活用できるということを国のほうでは一生懸命に言っているんですが、この辺に関しての御意見はいかがでしょうか。

議長（高橋昭典君）　教育長。

教育長（杉山昌次君）　ここ最近、急激に進んでおります学校のＧＩＧＡスクール対応について、学校図書館との親和性はどうなのかと。議員がおっしゃるように、やはりかなりクロスするところがあって親和性が高いのではないかと当方も考えております。

議員がおっしゃられたように、それぞれの子どもたちが情報の収集選択、活用能力を育成するという面では情報センターとしての機能がとても大事であると思っております。

それら、いろんな情報を取捨選択して熟考・判断して情報活用能力をきちんと養うという面では、学校図書館の担う役割もかなり大きいのではないかと思っております。そういう点では、メディアリテラシーというものが育まれる一つの場であると考えております。

また同時に、デジダルデータを扱うようになりますと、多分、中学生ぐらいからそうなってくると思うんですけれども、その倫理的な判断をしなければいけない、そういったときにデジタル・シティズンシップということも含めて、学校教育あるいは学校図書館を使った教育の中で取り組んでいく必要があるのではないかなというふうに思っております。

また、学校図書館の学習センターとしての機能というのは、資料の活用ということでＩＣＴ活用教育というところで親和性が高いのではないかあと思います。

また、情報センターとしての学校図書館の役割の中では、情報活用能力の育成という点で情報教育、これは教育の情報化の中で情報活用能力の育成と言っておりますので、まさにかぶるところではないかなと思っております。

そんなことから、今後どうやってこの能力を学校図書館を生かして養っていくかというのは、我々に向けられた課題ではないかというふうに思っております。

先ほど、そのＧＩＧＡスクール一人１台端末が子どもの育成にとってはマイナスになる面もあるというお話もございました。おっしゃるとおりで、私も、とあるデータを見ておりますと、デジタルデータで見て動画が動く、そのときの脳の働きと、読書だとか紙媒体の文書を読んで働く脳の働きというのは大きな差があって、デジタルデータの場合は表面的なところしか動かない。ですけれども、紙データ、文字データの場合は脳の少し深いところまできちんと使われているということが分かって

きております。
　ただ、この世の中、デジタルの関係、ネットの関係、そういったもの、新しいメディアを十分に利活用していかなければ生活ができない社会になってきておりますので、両方大事であるというふうに考えております。
　お答えになっているかどうか分かりませんが、そのようなことを踏まえて学校教育を進めていきたいと思っております。
　以上です。

議長（高橋昭典君）　鈴木議員。５分前です。

10番（鈴木哉美君）　（６）番目ですね。学校司書の業務の標準化と学校間の異動について、御意見を伺います。
　今までのことから分かっていただけるかと思いますが、実は学校司書の活用、活躍の場は非常に大きくて、これは小規模校だからといって週２日でよいわけではないはずなんです。
　なぜかというと、一人でも１年生がいれば１年間かけて１年生のカリキュラムを学ばせるわけですから、一人だろうと、２クラス、３クラスだろうと、多ければ確かに増えるとは思いますけれども、同じカリキュラムを同じ時間数やるわけです。その学習を支援するのであれば本来、週２日だけで足りるとは思えないんですが。
　また、学校図書館はいつでも開館していることが望ましいと思います。朝の読み聞かせから朝読書の支援、授業中の支援、中休みや昼休みの貸出し、放課後の貸出し、教育の支援をするからには職員会議にも参加させていただく必要があると思います。
　さらには、居場所としての機能です。不登校を含め、授業がつらいお子さんの居場所としても、保健室のほかにも図書館が果たせることがあるかもしれません。
　学校図書館と学校司書の機能がフルに発揮できるならば、小規模校であっても司書教諭が不在であれば、なおのこと学校司書がフルタイムで働くだけのボリュームがあるのではと思われます。
　こういう形で勤務内容と勤務時間の標準化が図れれば学校間での異動も可能になり、さらに情報共有や技術的なレベルアップも図れるのではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

議長（高橋昭典君）　教育長。

教育長（杉山昌次君）　積極的な御意見を含めた御質問、どうもありがとうございます。
　私どもも、学校教育の中で学校図書館が果たす役割というのは重要と考えておりまして、かなりの金額をもって学校図書を整備させていただいております。
　また、平成24年度以降だと思っておりますけれども、学校司書の配置についても極力全ての学校にということで考えてまいりました。
　ただ、蔵書数だとか業務の内容を見ますと、やはり小規模校と東川小学校、東川中学校の業務はかなり差がございますので、その業務の量に応じた司書の配置は今後、考えていかなければいけないと思っております。

ただ、先ほどからお話がございましたとおり、また私も話しましたとおり、学校図書館の業務というのは少し増えてきていると思っております。
これらの現状を踏まえて、現場ともよく相談して各学校からの意見も踏まえ、今後の勤務体系を考えていきたいと思います。同じような業務の標準化とはいきませんけれども、なるべく充実した学校図書館運営ができるようにしたいと考えております。
以上です。

議長(高橋昭典君)　鈴木議員。

10番(鈴木哉美君)　時間がございませんので、最後、２番目、専門職の職員配置について、町長に伺います。
私どもが通称的に専門職と呼んでいる技術職員については、東川町職員の職の設置に関する規則に定められておりまして、その中には学芸員がありますが、学芸員が必要な理由・学芸員の意義について伺います。
さらに、それと比較して、司書がなぜ技術職員とならないのかという理由について、簡潔にお答えいただければと思います。

議長(高橋昭典君)　町長。

町長(松岡市郎君)　簡潔にということでございますので、簡潔にお話しをさせていただきます。
職員の職の設置に関する規則については、これは定数の職員であります。ですから、会計年度任用職員というのは定数ではございませんので、その中には含まれないということで御理解をいただきたいと思います。
学芸員の意義については、私は、まちの活性化というのは資源を掘り起こし、利活用し、あるいは創造して、その価値を財源に変えていくような仕組み、その中で学芸員の果たす役割、三つ文化のお話ししますけれども、非常に大きいと思います。大雪山文化、家具デザインの文化、写真文化、こういうところにはしっかりと学芸員の配置をいたしております。
それから、司書が技術職員とならない理由についてということでございますが、簡単にお話を申し上げます。
技術職員は国家資格でありますし、司書は国家資格ではないという理由だと私は考えております。

議長(高橋昭典君)　鈴木議員。

10番(鈴木哉美君)　時間になりましたので、以上で質問を終わらせていただきます。

議長(高橋昭典君)　以上で、鈴木議員の一般質問を終わります。
これで、一般質問を全て終了いたします。

○日程第５～７　議案第１～３号

議長（高橋昭典君）

これより、議案審議に入ります。

議事の進め方について、お諮りいたします。

日程第５「議案第１号」から日程第７「議案第３号」までは、令和３年度東川町一般会計外２特別会計の歳入歳出決算認定についてであります。

本日の日程は、提案理由と議案説明のみとし、「議案第１号」から「議案第３号」までを一括議題として、順次提案説明を求めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。（「異議なし」の声あり。）

異議なしと認めます。

よって、日程第５「議案第１号」から日程第７「議案第３号」までを一括議題といたします。

日程に従い、順次、提案理由と議案の説明を求めます。

市川副町長。

副町長（市川直樹君）

（登壇）

ただいま議題となりました、議案第１号令和３年度東川町一般会計歳入歳出決算認定から、議案第３号令和３年度国民健康保険東川町立診療所特別会計歳入歳出決算認定についてまで、順次、決算の概要を説明し、提案説明とさせていただきます。

決算認定につきましては、いずれも地方自治法第233条第３項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定をいただくものであります。

議案の朗読は省略させていただきます。

また、後ほど安井代表監査委員から審査意見の説明がありますので、極力簡潔に説明したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは最初に、一般会計の決算について説明をいたします。

決算書の最後のほうに添付をしております決算書説明資料を御覧をいただきたいと思います。

初めに、説明資料１ページでありますが、令和３年度の収支の状況について記載をしております。

令和３年度の最終予算につきましては、146億3,862万1,000円となっております。令和３年度の当初予算は、101億2,800万円で、年度途中の財政需要により11回の補正をさせていただき、36億2,192万1,000円を増額しております。

これに加えまして、繰越明許費で、防災行政無線整備事業、ＫＡＧＵの家ヴィレッジ整備事業、西10号道路改良事業、第三小学校長寿命化改良事業のほか、新型コロナウイルス経済対策事業や接種体制確保事業、小中学校維持管理事業などを合わせて８億8,870万円が繰り越され、最終予算としては146億3,862万1,000円となったものでございます。

歳入決算額につきましては128億8,406万3,000円、歳出決算額が124億2,579万9,000円、歳入歳出差し引きした収支は４億5,826万4,000円となり、これから、翌年度に繰り越すべき財源6,947万2,000円を差し引いた３億8,879万2,000円が実質収支となります。

単年度収支、Ｇの欄でございますが、8,896万5,000円であり、財政調整基金へ９万2,000円の積立てを行っていますので、実質単年度収支につきましては8,905万7,000円となり、予算執行率につきましては84.9％でありました。

次に、町税の徴収状況ですが、収入済額のＣの欄を御覧をいただきた

いと思います。
収入済額の合計は９億2,032万4,000円、前年度の収入済額と比較しますと489万円の増加となりました。
不納欠損額につきましては4,760万1,000円。個人町民税で6,000円、固定資産税で2,961万5,000円、軽自動車税で２万6,000円、入湯税で1,795万4,000円を即時消滅、滞納処分停止期間満了により不納欠損処理をしております。
次に、収入未済額ですが、現年度分滞納繰越分を合わせて1,691万6,000円です。内訳では、町民税で699万6,000円、固定資産税で939万6,000円、軽自動車税で47万3,000円、入湯税で５万1,000円となっており、滞納繰越分を含めた令和３年度の町税徴収率は、昨年度より1.1ポイント高い93.4％となったものであります。
次に、右横の表、主要財政指標の状況でございますが、財政力指数につきましては0.220ということで、ほぼ昨年と同じ数値となっております。
次の経常収支比率につきましては80.2で0.2ポイントのマイナス、単年度の公債費比率については7.9で0.3ポイント上がっておりますが、３か年の平均で求める実質公債費比率につきましては、昨年から1.6ポイント下がり、7.8ポイントとなりました。
詳しい内容につきましては、後ほど財政運営計画の中でも触れさせていただきたいと思います。
それから一つ飛ばしまして、地方税徴収率は、先ほど申し上げましたように93.4％となり1.1ポイントの増加、ラスパイレス指数につきましてはちょうど100となっております。
一つ飛びまして、普通交付税については33億5,107万8,000円で、前年度との比較では３億3,781万円増え、一つ飛ばして、１番下の特別交付税においては13億607万円、前年度との比較では２億1,009万3,000円の伸びとなり、地方交付税総額では５億4,790万円ほどの伸びとなっております。
次のページを御覧をいただきたいと思います。
この表につきましては、歳入歳出をそれぞれ臨時的なもの、経常的なものに区分をいたしまして、特定財源と一般財源に区分をしたものでございます。
収入におきましては、経常的な一般財源が多いほど安定した財政運営が可能となるものでありますが、経常一般財源の歳入の合計は46億7,861万6,000円、これに22款町債の臨時的一般財源１億2,379万3,000円、これは臨時財政対策債ですが、これを加えました48億240万9,000円が経常一般財源となります。
これに対して歳出では、経常的な一般財源が少なければより柔軟な政策展開が可能となるわけですが、歳出の経常一般財源については38億4,920万5,000円となっておりますので、先ほどの歳入の経常一般財源で割り返した数値が経常収支比率となり、80.2％となっております。前年が80.4％でありましたので、ほぼ同様の数値で推移しております。
次に、３ページの表は、歳出を款別に、人件費、物件費などの性質別に区分した表でございますので、これについては後ほど御覧をいただきたいと思います。
次に４ページでございますが、この表は、歳入歳出をそれぞれ前年度の決算額と比較したものでございます。増減の大きなものを中心に御説

明申し上げます。
歳入の町税につきましては、489万円の増となっております。
地方交付税につきましては、先ほど触れましたように、合計で５億4,790万3,000円増額となっております。
普通交付税では、３億3,781万円ほど増額となっておりますが、令和２年度の国勢調査人口が算定に反映されたことと、起債の増加による交付税措置額が増額となったことなどが主な増額要因であります。
また、特別交付税におきましては、地域おこし協力隊、地域活性化企業人、原油価格高騰対策や推進交付金などが前年度と比較して増加したことにより２億1,009万3,000円増えているものでございます。
次に、少し下がりまして、地方特例交付金で3,374万4,000円増えておりますが、これは、固定資産税のコロナ減収補填分が国から交付されたことにより増額となっているものでございます。
分担金、負担金、寄附金では４億275万円増えておりますが、これは、株主事業給付金で２億6,200万円、企業版ふるさと納税で１億2,700万円、映画関係寄附金で1,700万円ほど伸びたことが主な増額要因であります。
使用料、手数料につきましては2,143万6,000円減少しておりますが、新型コロナの影響により、日本語学校の短期日本語研修事業が実施できなかったことにより減額となっているものでございます。
次の国庫支出金で７億6,449万4,000円減っておりますのは、新型コロナ関連で１人10万円を給付した特別定額給付金事業や新型コロナ感染症の地方創生臨時交付金事業、地方創生拠点整備交付金等により大きく減額となりました。
繰越金につきましては、前年度より１億3,947万円多い３億1,870万7,000円となり、最後の町債につきましては、前年度より１億6,400万6,000円多い起債借入れとなっております。
次に歳出でございますが、歳出においては、人件費、公債費、扶助費の義務的経費で１億3,542万4,000円増加し、物件費では地方創生推進交付金などで増額となり２億8,479万2,000円ほど増えております。
中段の補助費等において、一部事務組合に対する以外のもので６億4,611万3,000円ほど減っておりますのは、令和２年度に実施された新型コロナ定額給付金などが減りましたので６億4,611万3,000円の大幅な件となっております。
積立金は４億1,991万1,000円の増加となっておりますが、これは、株主基金が前年度に比べて７億円から９億5,000万円に伸びたものと繰越金をそれぞれの基金に積み立てたことによるものでございます。
最後の投資的経費におきましては、１億7,247万9,000円ほど伸びておりますが、ＫＡＧＵの家ヴィレッジの整備や地方創生テレワーク交付金事業、第三小学校長寿命化改良事業などの実施によるものでございます。
なお、主な投資的経費につきましては、次の５ページから６ページにかけて補助、単独事業に分けて内訳を掲載しておりますし、７ページ、８ページにつきましては、各種補助金、交付金の一覧表、９ページ以降につきましては、歳入歳出をそれぞれ分析してグラフなどで示しておりますので、ここでは説明を省略させていただきますので、後ほど御確認をお願いをいたします。
次に、基金の状況について説明をいたします。
決算書資料前のページ、227ページを御覧をいただきたいと思います。
令和３年度末の基金の状況でございますが、基金につきましては出納

整理期間がありませんので、令和３年３月31日現在の保有額を円単位で記載しております。

また、決算の整理で出納整理期間中に積立てした金額につきましては、右端の備考欄に債権として記載をしておりますので、令和３年度末残高としては、３月31日現在残高に債権を足した合計が基金残高ということで御理解をいただければと思います。

まず、財政調整基金の年度末残高は４億8,577万9,000円となっております。減債基金は、総額で14億8,696万7,000円。令和３年度では、文化ギャラリーの増築、診療所大規模改修、第三小学校大規模改修、共生プラザなどの一般財政負担分などについて、４億3,364万5,000円を積み立てました。

公共施設整備基金は２億6,721万6,000円、一つ飛んで、株主基金については、出納整理期間の積立金を合わせて４億8,864万8,000円となっております。

１番下の合計欄になりますが、土地開発基金を含めた基金全体としては令和２年度末に29億2,914万2,000円ありましたが、年度中の積立・支消を行い、出納整理期間中に積立てしたものを含めた総合計では35億6,151万4,000円となり、前年度と比較して６億3,237万2,000円ほど増加をしております。

以上が、一般会計の決算の概要でございます。

この決算を受けまして、毎年作成しております今後の財政運営計画について説明をさせていただきたいと思います。

本日配付をさせていただきましたカラー刷りの令和４年度東川町財政運営計画ダイジェスト版を御覧をいただきたいと思います。

財政運営計画では、令和４年度から８年度までの５か年の推計をするものですが、前段では、平成15年から令和３年度決算までの推移について、簡単に御説明を申し上げます。

最初に、基金残高の推移でございます。

基金については、平成15年より毎年計画的に基金の積立てを行ってきておりますが、大型事業実施のための取り崩しなどを行いながら、備荒資金と土地開発基金を除く一般会計の基金残高は令和３年度末で33億5,500万円、うち財政調整基金は４億8,500万円でございます。平成15年と比較しますと13億4,000万円の基金が増えております。

次に、下のグラフは、財政力指数と町税収入額の推移でございますが、財政力指数は0.220、税収につきましてはコロナなどの影響もあり減収となっておりましたが、令和３年度は若干回復し、２年度に比較して微増の９億2,000万円となりました。

次に、２ページに参りまして、経常収支比率と公債費比率の推移でございます。

総務省が特に重要視している指数の一つがこの実質公債費比率であり、令和３年度数値は7.8％で、ここに書かれておりますように、借金の返済額が経常的に入る税金や普通交付税などに対して占める割合を示す数値であり、３か年の平均となっております。

決算の中でも触れましたが、昨年度と比較して1.6ポイント減少し、単年度実質公債費比率は7.9％となっておりますが、各種事業における償還金の実質負担額を減債基金に積み立てているものや、振興公社、土地開発公社などから町の実質負担分を施設整備負担金として負担してもらう分を特定目的財源として参入していることから数値が好転しているもの

でございます。
次に、下のグラフは、町債残高の推移でありますが、一般会計における町債残高が117億200万円、下水道会計の残高が６億4,400万円。その他会計分の内訳は、診療所会計で27万7,000円、簡易水道分で22万7,000円であり、合計50万4,000円。全会計合計で128億5,000万円の残高となっております。
このうち交付税補填される額が88億1,500万円ありますので、実質負担しなければならない町債残高としては40億3,500万円となっているものでありますが、東小をはじめ、地域交流センター、せんとぴゅあなどの大型事業の起債償還のために既に積み立てている減債基金が14億8,700万円ありますので、実質の町債残高としては25億4,800万円となり、平成15年当時の実質町債残高、借金が39億7,400万円でありましたので、これを下回る実質負担額となっているということでございます。
以上が、令和３年度までの推移でございます。
次の３ページから、令和４年度以降の財政運営の見込み計画でございます。
令和元年度からスタートしたプライムタウンまちづくり計画21のⅢについては、令和５年度までの５か年間を計画期間としておりますが、計画期間の中間年に当たる令和３年度にそれぞれ点検・精査を行っております。
最初に、町債残高の推移の見込みでございますが、令和３年度末の町債残高は、先ほど説明しましたように、全会計合わせまして128億5,030万5,000円でした。
令和３年度末の残高をベースとして、右下の表は、令和４年度以降のまちづくり計画で予定されている各事業費を起債種別ごとに整理した表となります。
令和４年度においては、キトウシ保養施設、共生暮らしのエリア整備、診療所の大規模改修、第二小学校の大規模改修、サテライト住宅、カントリーエレベーターなど、事業費を含め計上をしておりますが、辺地債、緊防債、補正予算債など有利な起債を活用し、基金繰入金や充当可能な特定財源を起債償還に充当することなどで実質負担を極力抑制する計画としております。
基本的な財政運営の考え方として、これまで同様、まずは、事業実施に当たって活用できる国・道補助金を確保すること、そして、その補助裏に充当する起債については、できる限り補填率の高い有利な起債を活用していくことを基本とし、その年度の新規起債発行額は同じ年度の償還額を超えないこと、さらに、新規起債発行額に対する実質負担額を単年度４億円以下に抑えることなどの本町独自の財政規律をもって事業の執行に当たることとしております。
今回お示しした中段の表では、令和４年度、５年度において起債発行額が償還額を上回る見込みとなっておりますが、実質負担額は４億円以内に抑える計画としておりますので御理解をいただきたいと思います。
最後のページは、基金残高の推移についてお示しをしておりますが、令和３年度末残高33億5,500万円に、当初予算で計上した積立取崩し額を差し引き、備荒資金、土地開発基金を除く残高見込みで34億6,300万円としております。
令和４年度以降の推計には、米印に記載のとおり、小学校関連の起債償還のため、毎年２億円程度を減債基金から取り崩して償還財源に充当

することとしておりますが、各年度の事業における実質負担分をふるさと納税や施設整備負担金などで財源を確保し、できる限り基金への積立てを行う考え方であります。
また、主要財政指標の見込みについても、これまでどおり基金や特定財源を確保することにより、令和３年度ベースの指標を維持できるよう努める考えでございます。
今後も、起債管理に当たりましては、プライマリーバランスはもちろんでございますが、町の資源や財産を有効に活用し、交流人口などの拡大を図りながら地元の経済力を強化し、歳入を確保していくことが重要であると考えておりますので、今後とも御理解、御協力をお願いをいたします。
財政運営計画につきましては、以上でございます。
次に、議案第２号下水道特別会計について説明をさせていただきます。
下水道事業特別会計の説明資料を御覧をいただきたいと思います。
令和３年度における主な事業としては、西部処理区におけるテレビカメラによる点検調査業務、公営企業会計移行ための委託業務のほか、管渠新設の実施設計や新設工事のほか、旭岳温泉地区では、旭岳温泉ピュアセンター長寿命化更新工事などを行っております。
１ページの下の表、歳出、性質別の状況から説明をいたします。
人件費につきましては716万1,000円、物件費につきましては１億3,278万5,000円で、施設の維持管理、委託料などであります。
公債費につきましては7,004万9,000円で、下水道事業債の償還でございます。
投資的経費6,277万2,000円につきましては、前段申し上げました、公設桝や下水管の工事及び長寿命化修繕工事分などで、歳出の合計は２億7,286万8,000円、前年対比8,353万3,000円の増となっております。
次に、歳入でありますが、使用料につきましては１億570万1,000円で、内訳は西部処理区費が94％の9,899万円、旭岳温泉処理区が６％に当たる671万1,000円となっております。
それから、国庫支出金は3,739万6,000円増の5,187万6,000円、繰入金につきましては5,700万5,000円。財政不足を一般会計から繰り入れたものでございますが、1,402万4,000円の増となっております。
町債、下水道事業債でありますが5,860万円。歳入合計が２億8,816万7,000円となり、翌年度への繰越財源が40万8,000円あり、実質収支につきましては1,489万円となりました。
下水道会計につきましては、以上でございます。
次に、議案第３号の診療所特別会計について説明をいたします。
決算の概要の前に、その基礎となる令和３年度の入院、外来の状況について説明をさせていただきます。
令和３年度の入院につきましては、年間延べ患者数で3,508人、診療日数で割り返した１日当たりの人数は9.6人の入院となり、前年と比較すると3.5人の増となっております。
また、外来患者数につきましては年間延べ１万5,680人、１日平均で62人となり、前年度と比較しますと1.6人の増という結果となりました。
この外来患者数には新型コロナワクチンの接種の人数は含まれていません。
３月までに実施したワクチン接種延べ人数は１万7,202人となっております。

令和３年度は、新型コロナウイルス感染症の感染リスクの低減を図るため、テーブル、椅子なども感染症対策対応のものに入れ替えたほか、自動再来受付機、受診券ＩＤカード、クレジット支払い、マイナンバーカードによる健康保険証確認システムなどを導入して利便性の向上を図りました。

また、医療用機械器具としては、ポータブルレントゲン撮影装置や錠剤粉砕機などの導入を進めております。

それでは、決算書資料１ページの歳入から説明をさせていただきます。

診療収入については２億4,964万9,000円、前年度比6,474万8,000円の増となり、内訳としては、入院で2,088万2,000円、外来で175万7,000円の増、各種健診、予防接種など、その他診療収入で4,210万8,000円増加しております。入院患者数の増加と新型コロナワクチン接種により、大幅に歳入が増加しております。

３の国庫支出金は、新型コロナワクチン接種体制の加速化を進めるための支援金の交付により大幅に増額となっております。

繰入金につきましては、１億3,812万4,000円。内訳としては、一般会計からの繰入金が5,756万6,000円、へき地直診調整交付金が8,055万8,000円となっており、前年度と比較しますと一般会計からの繰入金は8,306万9,000円減少し、へき地交付金は、逆に、86万2,000円の増額となっております。

町債は260万円となり、歳入合計は４億5,921万円となりました。

歳出におきましては、総務費３億1,296万円。先ほどの自動再来受付機やクレジット支払いなどの導入により前年度比2.0％の増、医療費においては、老朽化したポータブルレントゲン撮影装置など医療機器の整備などにより昨年比512万9,000円増で、7,502万円となっております。

公債費は12万3,000円増え、3,496万円となり、歳出合計は４億2,294万円で、歳入から歳出を引いた実質収支額につきましては3,626万9,000円となったものです。

ここのところ、へき地直診調整交付金などにより、ほぼ自賄いでできているという状況が続いておりますが、特に令和３年度は、新型コロナワクチン接種費の国費負担、あるいは加速化を進めるための支援金の交付があり、現場でも十分な感染対策を講じながらの厳しい環境の中、住民へのワクチン接種率向上のため最大限の努力をしてくれたところであり、一般会計からの繰入金は5,756万6,000円と、当初予算の４割の繰入れに抑えることができました。

令和４年度はこういった財源を活用して、現在、診療所大規模改修工事及びスプリンクラー設置工事を行っているところですが、受診環境の改善と町民が利用しやすい体制整備が一層図られるものと考えております。

以上、長くなりましたが、議案第１号から第３号までの令和３年度の決算についての説明とさせていただきますので、それぞれ認定をいただきますようお願いを申し上げます。

議長（高橋昭典君）　引き続き、監査委員に決算審査の報告を求めます。安井代表監査委員。

代表監査委員（安井　（登壇）

それでは、令和３年度東川町各会計決算及び基金運用状況の審査意見

繁光君）　書をお出しください。

では、令和４年７月13日付東企総第114号をもって審査に付する旨提出のあった、地方自治法第233条第２項の規定による令和３年度東川町各会計歳入歳出決算及び同法第241条第５項の規定による東川町土地開発基金の運用状況について審査した結果、次のとおり意見を付します。

第１、審査の概要。

１、審査の対象。（１）令和３年度東川町一般会計歳入歳出決算、（２）令和３年度東川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、（３）令和３年度国民健康保険東川町立診療所特別会計歳入歳出決算、（４）東川町土地開発基金運用状況の４項目であります。

２、審査の期間。令和４年７月19日から令和４年８月31日まで、能登監査委員とともに審査を行いました。

３番目は省略して、４番、審査の手続として、審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書及び実質収支に関する調書並びに関係諸伝票、証拠書類との照合審査のほか、担当課より決算概要について説明を受け、さらに、必要に応じ、所管からの説明を求め、予算の執行などの適否について審査を実施しました。

第２、審査の結果。

審査に付された各会計の歳入歳出決算書及び附属書類は、関係法令に準拠して作成されており、その係数はいずれも正確であり、内容及び執行状況も適正であると認められました。

次に、２ページ目ですが、第３、審査の結果の概要ですが、これを説明しますと、先ほどの市川副町長と同じ説明になりますので、省略いたしまして、私のほうからは、各会計の最後に決算審査の意見を少々載せてありますので、それを朗読させていただきたいと思います。

９ページ、一般会計の決算審査の意見。

令和３年度決算における歳出総額は124億2,579万9,000円。繰越明許費８億8,870万円を含む。で、前年度との比較で、補助事業においては、主に、ＫＡＧＵの家ヴィレッジ整備事業、第三小学校長寿命化改良工事の実施により7,941万7,000円が増額。単独事業においては、キトウシ森林公園家族旅行村施設整備事業、ケビン建設など、松田与一記念館整備事業、西９号道路改良事業などを実施し9,306万2,000円の増となり、投資的経費全体で見ると１億7,247万9,000円の増額となりました。

消費的経費の主だったところでは、人件費で1,416万円、維持補修費で872万5,000円の増、補助費等で６億4,999万9,000円の減により、合計で２億9,955万3,000円の減少となっております。

その他の経費では、公債費7,849万5,000円の増、積立金などで４億1,991万1,000円の増となったことにより、全体で４億7,411万2,000円の増額となっております。

近年、歳出が増加しており、町の財政規模から見ると不安も否めないところであります。資材の高騰などで事業経費が増加することも予想されます。

今後は、大型事業投資が続くことから、健全化により一層努めていただきたいと思います。

次に、11ページの公共下水道事業特別会計決算審査の意見。

令和３年度の使用料の収納状況は、収納率97.58％、前年度97.27％、対前年度収入済額64万円増額、不納欠損処理ゼロ円となっております。

また、分担金の収入未済額は現年度分ゼロ円、前年度分ゼロ円、滞納

繰越分ゼロ円、前年度分ゼロ円と、両方とも収納率100％となっております。

今後も、使用料・分担金とも、受益者負担の視点に立ち、納入義務者への啓発とさらなる収納効率に向けた努力を引き続き望むものであります。

次に13ページ。

国民健康保険東川町立診療所特別会計決算審査の意見。

令和３年度は、全国的な新型コロナウイルス感染症の拡大による国の対策として、ワクチン接種が始まったことなどから、入院・外来の患者数が増加し、診療収入は、前年度と比較すると入院収入2,088万2,000円の増、外来収入175万7,000円の増、その他診療収入4,210万8,000円の増となり、総額で6,474万7,000円の大幅な増額となっております。

歳入全体では、前年比2,144万2,000円の増となっております。

診療所運営面では、患者のさらなる利便性向上を図るため、自動再来受付機、収納ＰＯＳレジスター、診察券ＩＤカード、クレジットカード支払いができる環境、マイナンバーカードによる健康保険証オンライン資格確定システムが導入されたとともに、医療用備品や施設維持管理の面では、老朽化した物品の更新などが実施され、入院・外来患者の実績が伸び、町民が安心して来院できる地域医療施設としての環境が整えられている効果の表れとも評価できるので、今後とも、医療ニーズの的確な把握により健全な診療所を運営に努力していただきたい。

最後に、14ページ。

東川町土地開発基金運用状況審査意見書。

（２）審査の概要で、土地開発基金の運用状況を示す書類は、地方自治法第241条第５項の規定に基づき、令和４年7月13日審査に付されたものであり、審査に当たっては①運用状況を示す書類の計数は正確であるか、②運用は設置の目的に沿い、円滑かつ効果的に行われたか、③運用は所定の手続に従ってなされているか、などの所見に主眼を置き、関係諸帳簿、証書類を点検照合するとともに、資料の提出を求め、関係者の説明を聴取し、慎重に審査を行いました。

（３）基金の運用状況。定額の資金運用するための基金、土地開発基金の令和３年度の収支状況は、一般会計から4,500万円と利息２万4,766円の合計4,502万4,766円を積み立て、３件の土地購入費7,300万円を支消しており、現金預貯金は年度末残高で１億1,663万9,001円となり、土地購入による運用額8,509万2,000円５件分との合計額は２億173万1,001円となっております。

審査の結果、運用は設置目的に沿って正規な手続きに従って行われたものと認められました。

以上で、令和３年度東川町各会計決算及び基金運用状況の意見といたします。ありがとうございました。

議長（高橋昭典君）　以上で、提案説明及び監査委員からの決算審査報告は終わりました。

なお、決算認定に当たっては、明日７日、８日と各常任委員会分かれて決算についての議案調査を行い、質疑、採決は、本会議最終日の９日に行うことといたします。

○日程第８　報告第１号

議長（高橋昭典君）	日程第８「報告第１号　令和３年度東川町一般会計及び特別会計歳入歳出決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について」を議題といたします。 提出者より報告を求めます。市川副町長。
副町長（市川直樹君）	（登壇） 報告第１号令和３年度東川町一般会計及び特別会計歳入歳出決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び同法第22条第１項の規定により、監査委員の意見をつけて報告をいたします。 初めに、健全化判断比率でありますが、実質赤字比率と連結実質赤字比率につきましては、一般会計の実質収支が赤字、または、一般会計と特別会計の実質収支が赤字の場合に表れる数値でありますので、本町は赤字ではありませんので、数値はございません。 次に、実質公債費比率でありますが、この比率につきましては、一般会計と特別会計、さらに一部事務組合の起債償還に経常一般財源がどの程度充当されたかという比率であり、過去３年間の平均値となります。 本町の場合は、３年度決算におきましては、7.8％となり、前年度が9.4％でありましたので、1.6ポイント改善した形となっております。 ここ数年改善した要因としましては、過去３年の平均ということもあり、高い数値が置き換わってきていること、さらに、東川振興公社や土地開発公社から町が整備した施設の起債償還金について、実質町が負担することとなる金額を、施設整備等負担金として特定財源に充当していること、さらに、施設整備を行う際、起債償還分をあらかじめ減債基金に積み立てていることなどから、公債費比率の数値が好転しているものであります。 次に、将来負担比率でありますが、地方債の現在高、債務負担行為の額、特別会計や一部事務組合での起債のうち、町が負担しなければならない額を全て合計し、さらに、全職員が一度に退職したと仮定して、退職金の総額を全て足した額から、充当可能な基金と充当可能な特定財源を引いた額を標準財政規模で割り返した数値で、令和３年度は4.1％となりました。前年度の数値は11.1％でありましたので、その差７ポイントと、こちらも数値が好転をしております。 次に、企業会計が対象となる下水道事業特別会計における資金不足比率でありますが、収支が赤字ではありませんので、数値は出ておりません。 なお、監査委員の意見につきましては、この報告書の後ろに添付をしておりますが、いずれも書類は適正に作成されていると認めていただいておりますことも、併せて報告をさせていただきます。 以上、報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします
議長（高橋昭典君）	本件は報告案件ですが、せっかくの機会でありますので、質疑があれば答弁していただくこととして、その発言を許します。 質疑ありませんか。（「質疑なし」の声あり） 質疑なしと認めます。本件は報告済みといたします。 これより休憩を取りたいと思います。再開は、14時45分再開といたします。休憩に入ります。（休憩宣言　14時32分）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。（再開宣言　14時45分）

○日程第９　議案第４号

議長（高橋昭典君）　日程第９「議案第４号　令和４年度東川町一般会計補正予算（第５号）について」を議題といたします。

提案理由と議案の説明を求めます。佐藤企画総務課長。

企画総務課長（佐藤文泰君）　（登壇）

ただいま議題となりました、議案第４号令和４年度東川町一般会計補正予算（第５号）についての提案理由と補正内容について御説明申し上げます。１ページをお開きください。

令和４年度東川町の一般会計補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

第１条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２億5,619万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ143億7,121万円とする。

第２項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正による。

第２条地方自治法212条第１項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、第２表継続費による。

第３条地方債の追加及び変更は、第３表地方債補正による。

今回の補正は、職員の中途採用に係る人件費に関するもの、二つ目に海外交流地域の調査及び留学生招致拡大事業に関するもの、三つ目に地域おこし協力隊に関するもの、四つ目に道の駅駐車場ＥＶ充電器の設置に関するもの、五つ目にはキャンモアスキー場照明及びリフトの改修に関するものなどが主な内容でございます。

それでは、最初に歳出から説明させていただきますので、９ページ、10ページの事項別明細書を御覧ください。

初めに、２款総務費、総務管理費、職員人件費は、８月18日に実施しました職員の中途採用試験により、９月１日付の職員採用６名が決定したことから、不足する職員給料、諸手当、各種負担金など職員人件費等に係る経費2,243万5,000円と、北海道市町村職員退職手当組合市町村負担金等に関する条例第３条の規定に基づき、退職手当組合に納付している退職者の負担金について、３年に１度精算することになっており、令和元年から令和３年度までの退職者13名分の負担金調整額2,930万円を増額するものでございます。また、職員人件費の財源として、事務費の辺地対策事業債を充当いたします。

次の企画費、国際観光プロモーション事業は、駐日ウズベキスタン大使からの要請を受け、ウズベキスタン南部地域との今後の交流について検討するに当たり、現地訪問調査を行うため、行政関係者及び経済関係機関・団体の関係者の報償費、費用弁償、旅費など派遣に係る経費1,050万円について予算計上し、高校生国際交流写真フェスティバル事業補助金は新型コロナウイルス感染症感染拡大により、事業規模を縮小して行ったため1,050万円を減額いたします。

次の外国人留学生支援事業は、ミャンマーからの留学生招致推進を目的に現地日本語学校指導者を招聘する経費として報償費200万円と、留学生の招致拡大を目的に中国、モンゴル、ベトナムで開催されるイベントに留学生募集ブースを出展するため、旅費及びパンフレットの製作委託

料として460万円を予算計上しますが、財源は特別交付税により措置されます。

次の新規特産品開発協力支援事業は、特産品である日本酒三千櫻の製造と特産品の新規開発等を進めるために、地域おこし協力隊１名を４月から採用することにしていましたが、９月からの採用になったため、人件費と需用費200万円を減額し、財源充当している特別交付税も減額いたします。

次の体験型観光農園支援事業は、農作物の栽培指導を行うために新規に地域おこし協力隊２名を採用して農業指導業務を行うものですが、既に採用している地域おこし協力隊１名の科目間調整も含めて人件費と旅費、需用費など合計569万9,000円を増額いたしますが、財源は特別交付税により措置されます。

次の魅力発信事業は、まちづくりの推進や経済活動の活性化と福祉の向上を図ることを目的に未来チャレンジ活動支援事業補助金を関係団体等へ交付しておりますが、本年度は例年よりも多い18件の事業採択があり、また既に13件の相談を受けている状況にあることから、今後予定以上に事業採択が見込まれるため、600万円を増額し、また現在、文化資源魅力発信事業として映画「カムイのうた」を制作中ですが、映画のプロモーションをお願いしている共同通信社への交付金1,100万円と合わせて1,700万円を予算計上し、財源は寄附金を充当いたします。

次の新型コロナウイルス感染症対策事業は、プレミアム付き商品券発行支援事業の財源を、一般財源から道支出金へ150万円財源振替するものです。

次のページの地域活性化費、地域自治活動推進事業は、西部自治振興会で地域見守り隊が７月31日に設立し、高齢者を中心とした見守りが必要な地域住民への支援活動を行うため、見守りカーの導入経費70万円を予算計上しますが、財源は特別交付税により措置されます。

次の３款民生費、社会福祉費、介護給付・訓練等給付事業は、令和３年度障害者自立支援給付費等の福祉事業について、新型コロナウイルス感染症等の影響による利用者数の減少に伴い、超過交付となった国、道負担金について返還が生じることから、返還金524万5,000円を増額します。

次の５款農林業費、農業費、農地利用効率化等支援事業は、中心経営体の農業用機械・施設導入を支援する農地利用効率化等支援事業が事業採択されたため、１件分269万4,000円を予算計上しますが、財源は全額道支出金を充当いたします。

次の農村整備管理事務費は、農業用排水施設に係る落下防止等安全対策として東和土地改良区が実施する安全施設の設置工事に当たり、受益者負担分を含めた３分の２の町負担金100万円を予算計上いたします。

次の６款商工費、道草館管理運営事業は、道の駅道草館駐車場にＥＶ車専用の急速充電器を設置するため、光熱水費及び設置運用負担金として417万9,000円を予算計上します。

次の森林公園費、キャンモアスキー場リフト大規模改修事業は、キャンモアスキービレッジのナイター照明48基が点灯せず、使用不能となっており、また４人乗りクワッドリフト搬器上部のロープをつかむ圧搾装置の半数約50台に劣化が見られることから２年に分けて改修工事を行うもので、工事請負費合計7,224万3,000円について予算計上するものですが、財源としては辺地対策事業債を充当いたします。

次の10款災害復旧費、公共土木施設災害復旧費、道路橋りょう災害復旧事業は、６月28日から29日にかけて降り続いた大雨により被災した国立公園周辺の町道である野花南第一号道路の災害復旧工事を行うものであり、工事請負費9,110万円を増額いたしますが、国庫支出金、補助災害復旧事業債及び単独災害復旧事業債を充当いたします。

歳出の説明については以上でございます。

続いて、歳入について７ページ、８ページから説明をいたします。

歳入は、歳出と連動した財源の増減となっています。

まず、11款地方交付税、特別交付税は、地域おこし協力隊新規特産品開発協力支援事業、体験型観光農園支援事業、地域自治推進事業に係る措置額958万円を増額いたします。

次の15款国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金は、令和３年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金確定に伴う追加交付額57万7,000円を増額いたします。

次の国庫補助金、土木費国庫補助金は、大雨により被災した町道野花南第一号道路の災害復旧工事に係る補助金として、公共土木施設道路災害復旧事業費補助金7,200万円を予算計上いたします。

次の16款道支出金、道補助金、農林業費道補助金は、農業用機械・施設導入に係る道補助金として農地利用効率化等支援事業補助金269万4,000円を予算計上いたします。

次の商工費道補助金は、プレミアム付き商品券発行支援事業に係る補助金として、150万円を増額いたします。

次の18款寄附金、総務費寄附金、地方創生応援税制寄附金は、企業版ふるさと納税としてＳＡＴＯ社会保険労務士法人様、北都システム株式会社様、北央信用組合様、西山坂田電気株式会社様、株式会社モンベル様、ほか非公表２社、合計７社より寄附があり、そのうち670万円を、次の商工費寄附金は北海道河川財団様、株式会社ベスト様、ＨＪＫ様、株式会社藤田組様、尾田鉄男様から４社１名、合計430万円の一般寄附があり、それぞれ文化資源魅力発信事業の映画「カムイのうた」へ充当するため、予算計上いたします。

次の20款繰越金は、前年度会計繰越金の補正前留保額２億1,449万4,000円から歳入歳出の差額分6,564万4,000円を今回の補正予算の財源として計上いたします。

次の22款町債、辺地対策事業債、キャンモアスキー場リフト大規模改修事業7,410万円、次の災害復旧債、補助災害復旧事業債1,800万円、単独災害復旧事業債110万円は、歳出で説明した事業実施に伴う財源としてそれぞれ予算計上いたします。

以上が、歳入についての説明です。

次に、３ページに戻っていただき、第２表の継続費はキャンモアスキー場リフト大規模改修事業の事業期間を令和４年度及び令和５年度の２年間に設定し、事業総額を8,165万3,000円とするもので、年割額としては令和４年度を7,224万3,000円、令和５年度を941万円に設定いたします。

第３表の地方債補正は、追加分として辺地対策事業キャンモアスキー場リフト大規模改修事業に7,410万円を、災害復旧費、単独災害復旧事業に110万円を新たに追加するもので、起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりです。

次の災害復旧費の変更分については、補助災害復旧事業の限度額を

2,430万円に変更するものですが、起債の方法、利率、償還の方法について変更はありません。
なお、補正予算書の最終ページには継続費、地方債、給与費に関する調書をつけていますので、後ほど御覧をいただきたいと思います。
以上が、議案第４号令和４年度東川町一般会計補正予算（第５号）の説明であります。
御審議の上、御決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長（高橋昭典君）　これより、歳入歳出補正、継続費、地方債の補正、一括して質疑に入ります。質疑ありませんか。３番、飯塚議員。

３番（飯塚達央君）　道草館のほうにＥＶの充電器設置されるというふうなことですが、これは何基なのか。
それと、その場所ですね。駐車場のどの辺りにつくのか。
そして、そのＥＶの充電にかかる料金ですね。料金がプラスになるのか、あらかじめ町なり観光協会で負担する金額があるのかどうか。その収支の見込みですね。
それと、ちょっと関連して膨らましてお伺いするんですけども、道草館の駐車場が非常に手狭になってきている状況があると思うんですけど、何かこう拡張するような、町で土地を確保したいなとかそういう計画とかあれば教えてください。この４点、お願いいたします。

議長（高橋昭典君）　産業振興課主幹、工藤主幹。

産業振興課主幹（工藤和博君）　先ほどのＥＶのことについてお話しします。
設置は、急速充電器50キロワットを１基です。
場所につきましては、北央信組のつばめ側にあの角地の緑地帯が道路側にあるかと思います。そこを利用しまして機械を設置しまして１台、２台分までいかないと思うんですが、１台分で場所を確保という形でいますので、あの駐車場の拡張ということは考えておりませんでした。
使用料金につきましては、基本的に電気料金は東川町のほうで１回払いまして、あとＥＶのシステム的には個人の方が料金を払う形で、大体平均的には１分間16.5円という形で、今のつける急速器はマックス30分ということで１回当たり500円という単価になっております。
一度払ったものは、維持運営する今の充電サービス事業者さんが１年ごとにその使った分を東川町のほうに歳入として受け入れる形になります。ですが、金額的にはそんな大きなものではございません。
以上です。

議長（高橋昭典君）　平田副町長。

副町長（平田章洋君）　ただいまの関係の補足でございますけれども、収支の部分につきましては年間の電気の基本料金の負担金がございます。その部分については、電気料金の負担が68万円ぐらいあるんですね。
そして、実際には、先ほど申し上げましたとおり、急速充電については30分間での充電が１回ということになります。それでいきますと１分

間、先ほど言った16円ぐらいということになるんで、500円までかかるかかからないかでできるんですけれども、そちらの部分につきましては利用者さんがカードを作って、年会費等いろんなカードあるみたいですけども、それを使ってそれで機械に入れて支払うような形になるんですね。
それの料金については、年間まとめて東川町にその部分電気代として収入はあるんですけれども、基本料金がもともとかかる部分がありますので、その部分では手出しについては町のほうが基本料金の部分を手出しするような形になろうかと思います。
以上でございます。（「駐車場の拡張の関係」の声あり。）
失礼いたしました。
あと、駐車スペースの部分でございますけれども、手狭な部分につきましては、まずそのＥＶの充電器の設置の部分につきましては緑地の部分をうまく活用してやるという部分で行いますので、新たにスペースが狭くなることはないんですけれども、現在状況としては駐車場手狭だということは十分承知しておりますけれども、今後その部分についてもさらに検討を深めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（高橋昭典君）　ほかに質疑ありますか。11番、鶴間議員。

11番（鶴間松彦君）　12ページの農村整備費についてお伺いをいたします。
用水路安全施設設置負担金ということで２分の１負担ということで100万計上されております。
過去に事故もあったということもありまして、大変必要なこと、いいことだなというふうに思っております。
これの設置について様々な意見があるかと思いますけれども、例えば、危険な箇所をやってほしいと、こういうことをやってほしいという申出があればやるというふうに考えているのか、一定の基準か何かを設けた上で東和さんと協議してやることにしてるのか、その辺の基本的な考えをちょっとお伺いいたします。

議長（高橋昭典君）　平田副町長。

副町長（平田章洋君）　ただいまの用水路の関係について回答を申し上げたいと思います。
実際には、用水につきましては東和土地改良区さんの所有のものでございまして、今町と東和土地改良区さんとで協定書を結んでいる状況でございます。
その中身につきましては、１年間に実施可能な工事件数について「２件までとし」という部分は一応決めてはおります。その中で、「１か所当たり75万を上限とする」というところがありますけれども、実際にはこれ３者、東和土地改良区、あと東川町、その受益者といいますかそこにいらっしゃる方ですね、家の前の方といいますかそこの方とかいうふうになるんですが、その部分で３者と考えますとそのうちの２者分、町と住民さんの部分につきましては町が負担するという形になります。
そして、東和さんについては実際３分の１の負担という形になるという形になっておりますので、負担割合についてはそのような状況になっ

ております。
　ちなみに、今回のこの予算の部分に載っている部分につきましては、西４号北29のキトウシの団地のところの５線道路のところのまず用水の蓋をかけるというのが１か所。
　それと、もう１か所につきましては西10号の６線から７線の間のところに新しく転入されて家建てた方いらっしゃるんですが、そこに用水が走っておりまして、そこの部分で一部町有地がございまして、そちらの部分にフェンス等がないため、危険であると、小さいお子さんもいらっしゃるので。その部分でその２か所今年度については整備をするという形になっておりますので、いずれにしても協定書を設けてその中で東和土地改良区さんが所有しているものというところの原則で、町と相談しながら決定していくという形で進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（高橋昭典君）　11番、鶴間議員。

11番（鶴間松彦君）　関連してですけれども、東和さんが今田んぼの大型化工事やっていますけども、この工事によって今露出している水路が相当部分地下に埋まるというふうに聞いております。
　その延長、埋まる部分、幾らぐらいかというのをもし分かったら教えてください。

議長（高橋昭典君）　平田副町長。

副町長（平田章洋君）　国営の事業の部分でございますけれども、あの大きい用水の部分については埋まりませんけれども、号線の、それこそU字のトラフ、一般の小さい、入っているようなところは、そこの部分につきましてはある程度埋設の埋管になって埋まるところありますけれども、その部分については後ほど図面等で議会のほうにお示しをさせていただきますので、後ほどという形で御了承いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（高橋昭典君）　７番、藤倉議員。

７番（藤倉智恵子君）　今の案件で追加なんですが、それでは東和さんが３分の１、町が３分の２ということでよろしいんですか。（「そうです」の声あり。）
　受益者さんもということで。
　それで、10号の６線のほうは１年、２年ぐらいはたちますかね。私も何となく分かるんですけど。
　その建てる時点でもう危ないっていう、ちょっともう、草はらとかそういうあれでその建築する側では、もう今やらなくちゃいけないというのが分かったんでしょうか。
　その建てる時点で分かっていると思うんですよね。受益者さんというか建てる側で。
　それで、今どういうようなことをこれから手上げすれば危ないところ、

ここもやってほしいとかっていうこともこれから出てくるかも分からないですよね。
それをどのように町が考えているのかということを教えてほしいんですが。

議長（高橋昭典君）　平田副町長。

副町長（平田章洋君）　ただいまの件でございますけれども、今言ったまずその10号の部分につきましては、要請については、そこの受益者で住んでいる方から危ないということがお話があってまずやった部分なんですけれども、その部分でほかの部分も町内にはいろんな危険な場所があることは十分承知しておるんですけれども、そこの部分で皆さんがそれぞれ手上げしたらできるのかということになりますので、その部分につきましてはこの協定書を含み、その中で東和さんと相談をしながら、複数件数が出てくる場合についてはお話しをしながら決定していくような形になると思います。優先順位が定まって、その中で実行していくという形になろうかと思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋昭典君）　ほかに質疑ありますか。９番、正満議員。

９番（正満正義君）　10ページの２番目の体験型観光農園の支援事業で、地域おこし協力隊２名ということになっています。
仕事内容というのか、その支援ですから何かその作るものに対しての指導だとか、その農園の管理なのか、その辺のことをちょっとお願いします。

議長（高橋昭典君）　産業振興課主幹。

産業振興課主幹（工藤和博君）　農業指導のほうで２名ということで入られる方なんですけども、農業分野の専門家ということで、今回の採用前には島根大学のほうで農業分野の教授を行っていたというところございます。
今回、体験農園もそうなんですけども、農学に関する専門知識を生かしまして農作物の管理と、あと作物栽培管理について地域の農家への指導を行うほか、あと地域の農業協同組合などと連携した海外への農産物輸出などに関して生産の視点からアドバイスなどをいただきたいと思っております。

議長（高橋昭典君）　ほかに質疑ありますか。２番、山家議員。

２番（山家祥幸君）　同じく10ページの地域おこし協力隊事業費の中の新規特産品開発協力支援事業の中で、三千櫻さんにお一方、地域おこしの方お入りになると思うんですけども、従前いらっしゃいました杜氏の方が何かお辞めになったとかというううわさを聞いたんですけども、そのための交代要員の地域おこし協力隊の方でしょうか。

議長（高橋昭典君）　工藤主幹。

産業振興課主幹（工藤和博君）　そうです。
今年の３月のほうで退職されておりまして、その後、再募集のほうをかけておりましたら、今回茨城県の結城酒造の方がこちらのほうに来られるということで、一度三千櫻さんとは６月にコラボ商品ということで提携した関係のゆかりがありまして、御縁があって今回採用とさせていただきました。
以上です。

議長（高橋昭典君）　ほかに質疑ありますか。１番、杉本議員。

１番（杉本岳大君）　辺地対策事業債のことでちょっと確認でお聞きしたいんですけども、今回キャンモアスキー場のリフト大規模改修事業ということと、あと先ほどちょっと説明ありました職員給与費の190万、こちらのほうに振り分けるということなんですけど、これちょっとキャンモアスキー場とその職員の人件費がちょっとなかなかこうリンクしてこなかったので、ちょっとこれどういった仕組みでこちらに回しているんでしょうか。

議長（高橋昭典君）　佐藤企画総務課長。

企画総務課長（佐藤文泰君）　辺地対策事業債の関係でございますが、今回キャンモアスキー場リフト大規模改修事業の事業費、全額充当率が100％ということになってございますけれども、その事業費の2.75％が事務費として交付される仕組みになってございまして、その事務費190万につきまして職員の人件費のほうに、従来からも辺地事業債につきましては充当させていただいているというようなことから、今回も同じように職員人件費に充当させていただき、執行していくというふうな形になってございます。

議長（高橋昭典君）　ほかに質疑ありますか。10番、鈴木議員。

10番（鈴木哉美君）　12ページですね。地域自治活動推進事業の車等借上げ料ということで西部自治振興会の見守りカーということなんですが、この金額からしてまた借上げということなので、リースなんでしょうか。それともレンタルなんでしょうか。
恐らく西部地区のほうでも購入という形になるとなかなか今現在納車に時間がかかっている自動車事情ですので、購入はすぐには難しいかなというふうな話になっておりましたが、いつ頃にとかそういう具体性がもしあれば教えていただきたいと思います。

議長（高橋昭典君）　佐藤企画総務課長。

企画総務課長(佐藤文泰君)

西部自治振興会の見守り事業の関係でございますけれども、今お話ありました１点目、今回はレンタル事業ということで予算を組まさせていただき、５か月分見させていただいているというような内容でございます。

第一自治振興会さんでやっていたときは、交付金を利用しまして購入という部分で、そしてレンタルするというふうな仕組みでやっておりましたけれども、今回は特別交付税を活用して一応リースということで西部自治振興会の役員さんとはお話しをさせていただいておりまして。

ただ、今議員も言われました納車のほうなんですが、見積りを取ったところ約３か月ほどかかるというような部分がお話ありました。で、納車が遅れるということもありまして、その期間中レンタルできないかというところも今探っているところでございます。

ただ、福祉車両を希望という形になってございますので、福祉車両のレンタルというとなかなかちょっとない状況にありますので、その辺の含みも、西部自治振興会さんとちょっと話しながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長(高橋昭典君)

ほかに質疑ありますか。（「質疑なし」の声あり。）

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「討論なし」の声あり。）

討論なしと認めます。

「議案第４号」について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。（「異議なし」の声あり。）

異議なしと認めます。

よって、「議案第４号　令和４年度東川町一般会計補正予算（第５号）について」は、原案のとおり可決されました。

○日程第10　議案第５号

議長(高橋昭典君)

日程第10「議案第５号　令和４年度国民健康保険東川町立診療所特別会計補正予算（第１号）について」を議題といたします。

提案理由と議案の説明を求めます。金山診療所事務長。

診療所事務長(金山裕之君)

（登壇）

ただいま議題となりました議案第５号令和４年度国民健康保険東川町立診療所特別会計補正予算（第１号）について、提案理由と補正の内容を御説明申し上げます。

補正予算書の１ページをお開きください。

令和４年度国民健康保険東川町立診療所特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ270万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ７億770万円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表、歳入歳出予算補正による。

補正の主な理由でございますが、１点目は施設維持管理における備品購入費の増額、２点目は給食業務費における給食業務委託料の増額でご

ざいます。
　それでは、初めに事項別明細書の歳出から説明させていただきますので８、９ページをお開きください。
　１款総務費、施設管理費、診療所一般管理費50万円の増額は、施設維持管理事業における17節備品購入費の増額でございます。
　コロナウイルスワクチン接種を契機に、昨年５月より外来ゾーンは土足、入院病棟ゾーンは上履きと明確に区分し、現在に至っております。
　現在行っている大規模改修工事にて、外来ゾーンと入院病棟ゾーン境界に自動ドアを設置するタイミングに併せ、衛生上と感染対策向上の観点から滅菌装置つきスリッパ収納庫の購入をするものでございます。
　また、職員増により、女子更衣室の拡張工事を行っているところですが、ロッカーが不足していることから購入をするものでございます。
　続きまして。２款医業費でございます。
　２項給食費、１目給食費220万円の増額は、給食業務委託料の増額です。診療所所属の管理栄養士が６月30日付で退職したことに伴い、令和４年７月１日から令和５年３月31日までの10か月の期間、診療所所属の管理栄養士が担う職務を、委託先の栄養士が担っていただけることとなりました。
　給食委託業務は、大きく分けて二つの要素である固定経費と食材費で構成されているところですが、固定経費は栄養士１名と調理員２名の計３名分で、税抜き月額75万円となっております。
　早番や遅番の交代制により勤務している調理員が休暇など発生した際、栄養士が調理を担うことになるなどの問題が生じることから、調理員１名が緊急的に追加配備され、計４名体制となり、円滑に業務が進むことになりました。
　調理員１名増に伴い、固定経費が税抜き月額20万円の増額となったため、管理栄養士不在の期間の10か月間、税込み220万円を増額するものでございます。
　次に、歳入について説明しますので、６、７ページを御覧ください。
　５款繰越金の前年度会計繰越金は、歳出で説明いたしました備品購入費、給食業務委託料に関するもので、令和３年度診療所特別会計の繰越金を補正財源として充当させていただくものでございます。
　以上で、議案第５号令和４年度国民健康保険東川町立診療所特別会計補正予算（第１号）の説明とさせていただきますので、御審議の上、御決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋昭典君）　これより、歳入歳出一括して質疑に入ります。質疑ありませんか。（「質疑なし」の声あり。）
　質疑なしと認めます。
　これより討論に入ります。討論はありませんか。（「討論なし」の声あり。）
　討論なしと認めます。
　「議案第５号」について採決いたします。
　本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。（「異議なし」の声あり。）
　異議なしと認めます。
　よって、「議案第５号　令和４年度国民健康保険東川町立診療所特別会計補正予算（第１号）について」は、原案のとおり可決されました。

○日程第11　議案第６号

議長（高橋昭典君）　日程第11「議案第６号　職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。
提案理由と議案の説明を求めます。
佐藤企画総務課長。

企画総務課長（佐藤文泰君）　（登壇）
ただいま議題となりました、議案第６号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由と改正内容について御説明申し上げます。
国は、国家公務員の育児休業等に関する法律を改正し、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置を定め、妊娠から出産、育児に至るまで切れ目ない措置を講じるとともに、優秀な人材を確保して効率のよい公務運営を図るため、関係する人事院規則の整備を進めてきていますが、４月の改正に引き続き、職員の育児休業等に係る人事院規則及び育児休業等の運用についての一部改正が行われました。
育児休業法の改正内容は、育児休業の取得回数制限の緩和、育児参加のための休暇の対象期間の拡大、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和などについてであり、令和４年10月１日から適用されます。
地方公務員法の趣旨により、地方公共団体にあっても国家公務員の措置に準じてその所用の措置を講じる必要があるため、条例の改正を行うものであります。
では、議案第６号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明いたします。
職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。
ここで、改正内容を第３回定例会資料に基づき、御説明いたしますので、１ページから５ページの新旧対照表を併せて御覧ください。
今回の主な条例改正の概要は、育児休業法の改正を踏まえ、一つ目に非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和、二つ目に非常勤職員の育児休業の取得の柔軟化、三つ目に育児休業の取得回数制限の緩和などであります。
改正する新旧対照表を御覧いただきたいのですが、第２条は「育児休業をすることができない職員」の規定でございます。
第２条第３号では、「次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員」についての規定を定めており、第３号のアの（ア）の改正は「非常勤職員の子の出生の日から57日間の期間の末日から６か月を経過する日までに引き続き採用され、または更新の見込みがある場合に、子の出生の日から57日間以内に育児休暇を取得することを可能とする育児休業の取得要件緩和」の改正でございます。
また、第２条第３号のイ、第２条の３第３号、第２条の４の改正は、「子の１歳到達日以降、１歳から１歳６か月、１歳６か月から２歳までにおける非常勤職員の育児休業に関して、夫婦交替での取得を各期間中に１回取得を可能とする育児休業取得の柔軟化」の改正でございますが、育児休業法の改正の中では「出生から57日以内、それから57日を超え、１歳までは各期間中に２回の取得が可能」とされた改正を行ってございます。

第３条の第５号は、育児休業の取得が原則２回まで可能となったことから育児休業等計画書の申出が不要となったため、条文を削除し、育児休業の取得回数の緩和を図るものでございます。
第３条第７号の改正は、引き続いての採用または更新による再度の育児休業について非常勤職員と同様に任期付職員も含めて取り扱うことができるよう改正を図るものでございます。
第10条につきましては、文言整理をするための字句改正を行ってございます。
それでは、議案本文に戻りまして、御決定いただければ、附則第１条に記載のとおり、この条例は令和４年10月１日から施行することになりますが、経過措置としては、この条例の施行の日前に育児休業等の計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第３条第３号及び第10条第６号の規定の適用については、なお従前の例により対応することとなります。
以上、議案第６号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由と改正内容について、御説明させていただきました。御審議の上、御決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議長（高橋昭典君）　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。10番、鈴木議員。

10番（鈴木哉美君）　10番、鈴木です。
こちらは国の決定を受けてという形なので、非常にちょっと複雑な、図とかで見ないとなかなか分かりづらいような複雑な内容になっているわけなんですが、ちょっとでも分かりやすくするためにと思うと、ここで言う非常勤職員というのが多くは会計年度任用職員なのかなというふうに読み替えられるわけですね。そのほかにも、特別職とかという形もあると思うんですけれども。
実際これが該当する、当町の場合ですね、どれぐらいの数の方が実際これに該当してくるのかなというイメージが人数的に分かれば教えていただければと思います。

議長（高橋昭典君）　企画総務課長。

企画総務課長（佐藤文泰君）　会計年度任用職員の該当の部分なんですが、本町のほうでは約200人を超える会計年度任用職員がおりますので、そのうち御結婚されていている方が対象になってくるかなと思います。
特に、多いのは多分幼児センターとかそういったところの職員が育児休業を取られて１年後復帰されているといったような事例が多数ございますので、多く、50人程度いらっしゃるのかなとは思っております。
ただ、全てが全てこの部分を、計画書を提出されて取られるというわけではございませんので、この部分につきましては周知しつつも、皆さんの御意志の下に提出されるのかなと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

議長（高橋　ほかに質疑ありませんか。10番、鈴木議員。

昭典君）

10番（鈴木哉美君）　すみません。もう一つ理解を深めるために、現在会計年度任用職員というと１年度１年度の契約という形になっているわけなんですが、ここで該当する場合に更新ということも含まれるというふうになっておりまして、当町の場合は何年更新の何年までという限りがない形になっているので、基本的に御本人の意志、それからこういう休暇を取る場合にきっと町のほうとの話し合いというか、そういうところの意思確認において更新というふうに受け取られるのかなということでよろしいんでしょうか。

議長（高橋昭典君）　企画総務課長。

企画総務課長（佐藤文泰君）　議員のおっしゃるとおり、本町の制度上、１年１年の更新ということで書面上取り交わして行わさせていただいているというものではございますが、実際のところは本人の意思確認をさせていただき、更新というサインで、という道も開けているというところでございますので、この部分に関してはこの制度を活用しながら取られる方は当然出てくるかなと思っております。

議長（高橋昭典君）　ほかに質疑ありますか。（「質疑なし」の声あり。）
これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論ありませんか。（「討論なし」の声あり。）
討論なしと認めます。
「議案第６号」について採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。（「異議なし」の声あり。）
異議なしと認めます。
よって、「議案第６号　職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

○日程第12～13　議案第７～８号

議長（高橋昭典君）　日程第12「議案第７号」から日程第13「議案第８号」までは、いずれも東川サテライトオフィス群建設工事請負契約に関することから、これを一括議題といたします。
提案理由と議案の説明を求めます。
矢ノ目都市建設課長。

都市建設課長（矢ノ目俊之君）　（登壇）
ただいま議題提案となりました、議案第７号東川サテライトオフィス群１号棟建設工事請負契約について提案理由を御説明申し上げます。
令和４年８月31日、地方自治法施行令第167条及び東川町財務規則第133条の規定に基づき、指名競争入札に付した東川サテライトオフィス群１号棟建設工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第１項第５号の規定により議会の議決を求めるものでござ

います。
契約の目的は、議案第７号東川サテライトオフィス群１号棟建設工事請負契約についてであります。
契約の方法は指名競争入札による請負契約であり、入札は令和４年８月31日、役場大会議室において午後１時30分から株式会社小岩組、株式会社ベスト、タカハタ建設株式会社、荒井建設株式会社、株式会社橋本川島コーポレーション、株式会社廣野組、畠山建設株式会社、株式会社高組、株式会社盛永組、新谷建設株式会社、吉宮建設株式会社、以上11社による指名競争入札を行いました。
入札は、第１回目の入札価格7,880万円に消費税相当額100分の10を加算した価格8,668万円で株式会社小岩組が落札いたしました。落札率は97.46％です。
したがいまして、契約の金額は8,668万円で、契約の相手方は東川町東町４丁目１番12号株式会社小岩組代表取締役小岩昭市であります。
次に、議案第８号東川サテライトオフィス群２号棟建設工事請負契約について。
提案理由につきましては、議案７号と同様のため、説明を省略させていただきます。
契約の目的は、議案第８号東川サテライトオフィス群２号棟建設工事請負契約についてであります。
契約の方法は指名競争入札による請負契約であり、入札は令和４年８月31日、役場大会議室において午後１時35分から株式会社ベスト、タカハタ建設株式会社、荒井建設株式会社、株式会社橋本川島コーポレーション、株式会社廣野組、畠山建設株式会社、株式会社高組、株式会社盛永組、新谷建設株式会社、吉宮建設株式会社、以上10社による指名競争入札を行いました。
入札は、第１回入札価格7,850万円に消費税相当額100分の10を加算した価格8,635万円で株式会社ベストが落札いたしました。落札率は97.09％です。
したがいまして、契約の金額は8,635万円で、契約の相手方は東川町西９号北13番地株式会社ベスト代表取締役川西正男であります。
次に、工事概要について御説明申し上げます。
お手元の第３回定例会資料６ページから11ページを併せて御覧ください。東川町西町１丁目、サテライトオフィス群の新築工事です。
全体で１棟４戸を２棟建設し、敷地の東側の１号棟、西側を２号棟としています。
サテライトオフィス群は、住まいとしても活用できる小規模事務所として整備されるものです。木造平屋建て、延床面積186.92平米、物置も併設され、２棟の中央に駐車スペースを確保しています。
現在までに建設予定地にありました町営住宅の除却工事が完了しております。各戸にＦＦストーブ、冷暖房エアコンの設置、電気給湯器による給湯としています。
隈研吾都市建設設計事務所監修の下、東川町景観計画に基づく外観形成、ワークスペースと住まいの機能を両立するシンプルな間取り形成となっています。
なお、本事業はサテライトオフィス建設後に外構工事となるため、冬季施工を考慮し、駐車場アスファルト舗装及び緑化については来年度実施予定です。

	最後になりましたが、支出科目につきましては令和４年度予算、２款総務費、２項企画費、８目地方創生推進費、14節工事請負費であります。 工事契約期間は、令和５年２月28日までを予定しております。 以上、簡単ではありますが、議案７号及び議案第８号の提案理由の説明とさせていただきますので、よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。
議長（高橋昭典君）	これより一括して質疑に入ります。質疑ありませんか。７番、藤倉議員。
７番（藤倉智恵子君）	初歩的な質問ですが、同じものを建てて同じ金額でない。33万違うんですよね。何か心当たりあるところありますか。
議長（高橋昭典君）	矢ノ目都市建設課長。
都市建設課長（矢ノ目俊之君）	これは指名競争入札でありますので、指名された業者がそれぞれ入札価格を設定するということになっておりますので、こちらで何か承知しているようなものではございませんので、あくまでも入札結果として御理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。
議長（高橋昭典君）	ほかに質疑ありますか。１番、杉本議員。
１番（杉本岳大君）	資料の８ページ目に、中のちょっと様子の図面があるかと思うんですけども。当初いろいろ計画段階でお話聞いていたときに、一応サテライトオフィスであってそこで寝泊まりすることもできますよという話だったんですけども、私のちょっと話聞いていた中ではこう複数名の人が何かそこで活動して寝泊まりするのかなというイメージがあったんですけども、この今図面見ていると、ちょっと細かい話であれなんですけども、浴室があってそこの前に脱衣所があるかと思うんですけど、脱衣所とこの居室の仕切りが多分ないんだろうなと、扉か何かでですね。 要は、浴室出たらすぐこう居室の部分になってしまっているというところで、なかなかこう複数名でもしここで仕事をして寝泊まりもするんであればちょっとあんまりこう配慮がもう少しあってもよかったのかなとちょっと思ったんですけども。 それか、もしくはここは１名で仕事をして１名で寝泊まりすることを想定しているようなサテライトなんでしょうか。 ここのところをちょっと教えてください。
議長（高橋昭典君）	都市建設課長。
都市建設課長（矢ノ目俊之君）	ただいまの質問についてですが、資料の８ページを御覧いただくと、玄関の内扉がございますが、これがスライドして脱衣場の扉にも変えられるということになっておりますので、脱衣についてのプライバシーというのは守られるという形の設計となっております。 以上です。

議長（高橋昭典君）

ほかに質疑ありますか。（「質疑なし」の声あり。）
これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論ありませんか。（「討論なし」の声あり。）
討論なしと認めます。
最初に「議案第７号」について採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。（「異議なし」の声あり。）
異議なしと認めます。
よって、「議案第７号　東川サテライトオフィス群１号棟建設工事請負契約について」は、原案のとおり可決されました。
次に「議案第８号」について採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。（「異議なし」の声あり。）
異議なしと認めます。
よって、「議案第８号　東川サテライトオフィス群２号棟建設工事請負契約について」は、原案のとおり可決されました。

○日程第14　議案第12号

議長（高橋昭典君）

日程第14「議案第12号　被表彰者の推薦について」を議題といたします。
提案理由と議案の説明を求めます。
市川副町長。

副町長（市川直樹君）

（登壇）
ただいま議題となりました、議案第12号被表彰者の推薦について提案理由と議案の内容について説明をいたします。
議案第12号被表彰者の推薦について。下記の者を表彰したいので、東川町表彰条例第12条の規定に基づき推薦するものとする。
今回推薦させていただきますのは、東川町表彰条例第３条第３号に基づく善行表彰として、町の公益のために多額の寄附を頂いた１名の個人と８つの法人について推薦させていただき、議会の議決をお願いするものであります。この多額の寄附の基準につきましては、施行規則の別表において個人は100万円以上、法人は200万円以上の寄附をされた方と規定をしております。
今回は、一般寄附及び企業版ふるさと納税により本年１月から８月までに寄附を頂いた方々を推薦いたします。
個人は、[redacted]の高喜久雄様でございます。高様は旭川の高組の社長さんで、他界されたお母さまが東川出身ということで、お世話になった東川への御恩返しということで４月に現金[redacted]万円の寄附を頂きました。
次に法人に対する表彰ですが、１件目は東川の株式会社小岩組様で２月に一般寄附で[redacted]万円の寄附を頂きました。
２件目は東京に本社があります株式会社竹村コーポレーション様で、竹内智香選手と連携して進めているスノーボードキッズ育成事業に対して企業版ふるさと納税により本年３月に現金[redacted]万円の寄附を頂きました。

３件目は旭川市の旭川信用金庫様で、映画「カムイのうた」制作事業に対し、企業版ふるさと納税により本年３月に現金[redacted]万円の寄附を頂きました。
４社目は旭川の花本建設株式会社様で、５月に一般寄附で[redacted]万円の寄附を頂きました。
５社目は札幌市のＳＡＴＯグループ、ＳＡＴＯ社会保険労務士法人様で、映画「カムイのうた」制作事業に対し、企業版ふるさと納税により本年６月に現金[redacted]万円の寄附を頂きました。
６件目は大阪に本社があります浅海電気株式会社様で、スノーボードキッズ育成事業に対し、企業版ふるさと納税により本年６月に現金[redacted]円の寄附を頂きました。
７社目は旭川市の西山坂田電気株式会社様で、映画「カムイのうた」制作事業に対し、企業版ふるさと納税により本年８月に現金[redacted]万円の寄附を頂きました。
最後になりますが、８社目は大阪市の株式会社モンベル様で映画「カムイのうた」制作事業に対し、企業版ふるさと納税により本年８月に現金[redacted]万円の寄附を頂きました。
以上であります。
御決定いただきましたら、定例会最終日の９月９日に議場で表彰をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
以上、議案第12号被表彰者の推薦について提案をさせていただきました。御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

議長（高橋昭典君）　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「質疑なし」の声あり。）
質疑なしと認めます。
本件は表彰案件につき、東川町議会運営に関する先例により、討論を省略し、採決に移ります。
採決は、起立採決といたします。
原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。（起立全員）
起立全員であります。
よって、表彰条例第３条第３号善行表彰該当者については、原案のとおり同意することに決しました。

○散　　会

議長（高橋昭典君）　以上をもって、本日の議事日程は全て終了いたしました。
よって、本日の会議はこれをもって散会といたします。
なお、７日、８日は午前９時から令和３年度一般会計ほか２特別会計の決算に関する議案調査とし、９日の本会議は午前９時30分開会の予定であります。
お疲れさまでございました。

以上、会議の経過は、本議会書記が記載したものであり、これに相違ないことを証するためここに署名する。

東川町議会議長　　高橋　昭典

会議録署名議員　　山家　祥幸

会議録署名議員　　飯塚　達央